

令和6年第1回砂川市議会定例会
第2予算審査特別委員会

令和6年3月12日（火曜日）第2号

開議宣告

- 議案第13号 砂川市立義務教育学校設置条例の制定について
議案第26号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 砂川市敬老助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第28号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第29号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第30号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第31号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第32号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第33号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
議案第34号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
議案第35号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第7号 令和6年度砂川市一般会計予算
議案第8号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第9号 令和6年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第10号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第11号 令和6年度砂川市下水道事業会計予算
議案第12号 令和6年度砂川市病院事業会計予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 沢田 広志 君
委員 是枝 貴裕 君
伊藤 俊喜 君
高田 浩子 君
中道 博武 君
小黒 弘 君

副委員長 辻 勲 君
委員 石田 健太 君
山下 克己 君
鈴木 伸之 君
水島 美喜子 君
武田 真 君
(議長 多比良 和 伸)

○欠席委員（0名）

○ 第2予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 飯澤 明彦
砂川市教育委員会教育長 高橋 豊
砂川市監査委員 栗井 久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 井上 守
総務部 板垣 喬博
兼 会計管理 者
総務部 審議 監
兼 DX 推進 課長
総務課 長 岩間 賢一郎
総務課 副審議 監 杉村 有美史
市長公室 課長 小島 武晴久
政策調整 課長 玉川 晴学
会計 課長 安武 茂
市民部 長 堀田 一修一
市民生活 課長 伊藤 修一
市民生活課 副審議 監 谷地 雄樹
税務 課長 齊藤 史憲
保健福祉部 長 安田 貢樹
社会福祉 課長 三橋 真樹
介護福祉 課長 岡 康裕
ふれあいセンター 所長 佐藤 哲朗

子ども通園センター所長	東海林 義孝
経済部長	野田 勉
経済部審議監 兼開発推進課長	畠山 秀樹
商工労働観光課長	奥山 雅喜
商工労働観光課副審議監	櫻田 哲也
農政課長	上山 哲広
建設部長	斉藤 隆史
土木課長	金泉 敏博
土木課副審議監	岩崎 賢一
土木課副審議監	馬場 修二
土木課副審議監	中本 和幸
建築住宅課長	中山 智宏
病院事務局 兼附属看護専門学校事務管理者	朝日 紀博
病院事務局次長 兼医師診療支援室副審議監 兼附属看護専門学校副審議監	山田 基
病院事務局審議監 兼経営企画課長	渋谷 和彦
管理課長	為国 泰朗
管理課技術長	大内 文雄
管理課副審議監	和田 忠成
医事課長	倉島 久徳
地域医療連携課長 兼訪問看護ステーション副審議監 兼がん相談支援センター副センター長	堀下 直樹
教育研修センター副センター長	森田 康晴

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教育次長 兼学校給食センター所長	東 正人
指導参事	堤 雅宏
教育委員会技監	徳 永敏宏
学務課長	早川 浩司
学校再編課長	作田 哲也
社会教育課長	谷口 昭博
スポーツ振興課長	江 末孝之

公 民 館 長 山 形 讓
兼 図 書 館 長

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長 川 端 幸 人

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 板 垣 喬 博

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長 岩 間 賢 一 郎

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 野 田 勉

農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 上 山 哲 広

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長 為 国 修 一

事 務 局 次 長 安 武 浩 美

事 務 局 主 幹 斉 藤 亜 希 子

事 務 局 係 長 野 荒 邦 広

開議 午前 9時55分

◎開議宣告

○委員長 沢田広志君 直ちに議事に入ります。

○委員長 沢田広志君 本委員会に付託されました議案第13号 砂川市立義務教育学校設置条例の制定について、議案第26号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市敬老助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第31号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第32号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第33号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について、議案第34号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について、議案第35号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第7号 令和6年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和6年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和6年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和6年度砂川市病院事業会計予算の25件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて継続費、債務負担行為、地方債及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法で進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第13号 砂川市立義務教育学校設置条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この条例は定数を4増とするということになっているのですが、今定数を4増にする理由をまずお伺いします。

○委員長 沢田広志君 総務課長。

○総務課長 岩間賢一郎君 今回の定数条例の一部改正で定数を増とする理由ということですが、まず、1点目としては、保育職につきまして前年度の採用によりまして正職員の欠員分については補充できていたところではありますが、会計年度任用職員が、これまでも現在もなのですけれども、なかなか募集をしても集まらなないと、必要な人数が確保できていないという苦しい状況がございます。また、正職員におきまして、現在育児休業取得中という職員がおりまして、今後を見通した中でも育児休業取得者がさらに増えることも

予想されるということで、今年度保育職の職員採用に向けて募集、採用試験を行っていましたが、幸いにも1名採用の見込みが立ったということがございます。

また、2点目としましては、土木技術職におきまして、こちらも昨年、一昨年と1名ずつ採用ができていたところではあるのですけれども、現時点で定年退職により1名欠員分があったということで、こちらも今年度採用に向けて募集、採用試験を行ってまいりました。こちらの土木技術職につきましては、予想外といいますか、うれしいことではあるのですけれども、複数名の応募があったという状況がございます。二次試験まで行った結果、優秀な人材が複数名いらっしゃったということで、この土木技術職、近年砂川市に限らず、どこの市町村においてもなかなか人材を確保できないということで苦慮している状況がございます。そして、今回の受験者の年齢層も二十歳前後の方から30前後の方までちょうどばらけた形でご応募いただけていたと、大学の新卒の方から社会人経験のある方など幅広い形の人材がそろっていた状況もございまして、これからの将来の技術職の退職予定なども加味しながら、この機会を捉えて、一部は先取りするような形になりますけれども、4名の採用の見込みを立てたというところがございます。こういった状況を踏まえまして、新年度の実際の職員数が今の職員の定数を上回ることが想定されたということで今回の条例改正の提案をさせていただいたと、そのような状況でございます。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 条例の中身を見ていくと、テレワーク職員の関連の条例一部改正のようなのですけれども、以前市の職員の仕事柄なかなかテレワークというのが難しいというお話も聞いていたのですけれども、実際今回はテレワークに向けての給与条例の改正ということになりますけれども、大体どんな職種がテレワークに適するような職種と考えていらっしゃるのか、まずそこをお伺いします。

○委員長 沢田広志君 総務課長。

○総務課長 岩間賢一郎君 今回の条例改正につきましては、在宅勤務等手当ということでテレワークも含めた在宅勤務ということになりますけれども、その手当、在宅勤務という働き方をする職員に対して職員の光熱水費等の負担を軽減しようということでの手当が昨年の人事院勧告を受けて自治法が改正されたことを受けて創設されたということです。それを受けて、砂川市においてもこの手当の仕組みを創設しようというものになってございます。今ほど委員さんご指摘ありましたとおり、なかなか砂川市ではこの働き方は難しいという状況のお話がありました。在宅勤務につきましては、国とか道という部分では一部行われているような状況がございますけれども、砂川市におきましては実際在宅勤務という働き方はなかなか実績はないと、現時点でもなかなか想像できないかなという状況で考えております。この働き方、在宅勤務という働き方が砂川市役所という職場に果たしてマッチするのかなという部分に関してはなかなか、砂川市もそうなのですけれども、小規模な自治体では一人の職員がいろんな分野の仕事を受け持っているといった事情がございまして、一人で専門の仕事を持っているという職員に関してはこういう働き方もできるのかと、特にITの分野とかではそういう働き方をされてますけれども、なかなかこういう在宅勤務を中心とした働き方というのは難しいのかなという、この捉えは今も変わっておりません。

今回条例改正させていただいたことに関しましては、これは国でこういう制度を創設されたということで、砂川市においてはすぐに活用が想定される状況にはないですけれども、制度としては設けておいて、将来的にそのような働き方が出てきた際にはすぐに対応できるようにしていければということで条例改正をさせていただいたという状況でございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今のご答弁でもうほとんど分かったのですけれども、こんなに急いで、まだ当面なかなか砂川市では難しいというお話もありながら。国は国で定めた。でも、うちは条例をもうちょっと待っても全然構わなかったのではないかと思うのですけれども、その辺の関係と、今も聞いたのですけれども、もし本当にあり得るとすれば、砂川市の職員の中でテレワークです。どんなものが想像できると思いながらこの条例の改正ということになっているのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 総務課長。

○総務課長 岩間賢一郎君 まず、条例改正をこれほど急ぐ必要はなかったのではないかとご質問なのですけれども、こういった働き方はなかなか想定できないとはいいつつも、育児の関係、あと新型コロナの関係でもこれまでテレワーク、短期間でしたけれども、そういった働き方をした場面もございました。急にそういう場面が出てきた場合、条例改正をしないとこの勤務の手当というのが出せないものですから、やはりあらかじめ創設をしておいて、もっと詳しい部分は規則で定める部分もありますので、そちらも整備してお

かなければ急な対応ができないということで考えておりますので、すぐに活用されることがないかもしれませんが、制度的にはすぐに整えておきたいということでの今回の改正となります。

そして、どのようなところの場面が想定されるかというところでしたけれども、やはり窓口を抱えているような職場、これはどうしようもないのかなという部分もございます。内部的な事務がほとんどのような部署で特に電算関係の部署であれば、職員とのやり取りは在宅でもできるかもしれませんし、データのやり取りとかも在宅にしながらできるかもしれません。そういった電算管理の関係の部門、やはり全国的にいうとそういった部門で使われているケースが多いようですので、もしあるとすればそういうところなのかなと想定しておりますし、私の想像しないような部分で活用できることもあるかもしれません。想定できるのはそのようなことかと思えます。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、議案第18号砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 砂川市敬老助成条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、議案第21号について質問したいと思います。

まず、敬老助成券についての条例ですが、議場でも説明はありましたけれども、まず具体的な説明についてお願いいたします。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 敬老助成券の具体的な説明というご質問でございますが、今回の改正は物価高騰の影響を踏まえまして敬老助成券の金額を増額するため、本条例の一部を改正しようとするものでありますが、敬老助成券の交付は平成9年度から高齢者の社会参加や生きがいがづくりの推進及び心身の健康保持を図ることを目的として実施し、在宅で75歳以上の市民税非課税者を対象として敬老バス券、敬老入浴券、敬老ハイヤー券のいずれか1つを選択の上、申請していただき、交付するものでございます。近年の交付実績といたしましてハイヤー券を選択する方が8割以上を占めておりまして、昨年10月より管内のハイヤー初乗り運賃が550円から600円へ増額されたことを踏まえ、高齢者の外出機会が引き続き確保されますよう助成金額を増額するものであります。具体的には5,300円を6,000円とするものでございます。申請方法でございますが、4月1日現在住民基本台帳に登録されている在宅者であって、年齢が75歳以上、市民税非課税者に市役所窓口にて交付いたします。令和6年度ですが、昭和25年4月1日以前生まれの方、令和5年度住民税非課税で在宅で暮らしている方が対象となります。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 ただいまのお話ですとご自分で申請をする。それで、内容的にも自分が対象になるのかどうなのか難しかったり、直接、先ほどもおっしゃっていましたが、窓口にてというお話でした。値段も上がるということもいいことですし、助成券というのは本当がいいことだと思うのですけれども、対象の方全員がやはり受給してほしいという思い

があるのですけれども、まず周知についてどのように行っていますか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 周知についてというご質問でございます。周知につきましては、まず例年ですが、4月1日号の広報すながわ及びホームページにおいて周知はしておりますが、通年介護福祉課の窓口において市役所に案内掲示をしております。また、代理受領としまして、その方の配偶者の方でありますとかお子様などご家族や、また老人クラブや町内会等を広く認めているところでございまして、引き続き、今回改めまして金額が増額するというところでございますので、それぞれの団体の事務局を通しましても広く周知していきたいと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 今回値段が上がるということを知らなかったと、中にはいらっしゃる可能性もありますので、受けられる方が全員受けられるように取り組んでいただきたいと思えます。そして、今回上がるというのはとてもいいことなのではございますけれども、結局お一人当たり700円なのです。700円というところで、議場でのお話もありましたけれども、ハイヤー料金が上がったというところで700円という金額が出てきたのかと思うのですけれども、値段を上げるのであれば700円ではなくもう少し上げることはできなかったのかと思うわけなのです。お一人にすれば700円なので、そういった点について伺います。どのように。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 今委員さんの700円ということでご質問がございました。今回電力や食料品など様々な物価が高騰する中で、昨年10月よりハイヤーの初乗り運賃が管内550円から600円へ増額されたということ踏まえまして、また近年ハイヤー券を選択される方が8割以上を占めておりますことから、また5,300円のとときに、このときも初乗り運賃掛ける10回分を算定根拠としてまいりましたことを踏まえまして、金額はございますが、少しでも高齢者の方に外出機会が引き続き確保されますよう、今回の助成金額の増ということ考えた次第でございますが、今後につきましてもまた物価高騰の状況も勘案しまして、この額が適切かということにつきましては引き続き検討していく必要があるのかということは考えております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 前回の算出のときも初乗りの金額から10回分ということで算出したというところで、今回も、そのような計算式で行ったのかとは思いますが、課長がおっしゃるように物価高騰で本当に日々の生活が大変、そして高齢になると車の運転をやはり避けなければいけません。国内でも事故が多発しております。そういった方々に免許を返納していただいて、いかに砂川市で快適に過ごせるかというところを念頭に置いて今後も取り組んでいただきたいと思えます。

以上です。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私は、700円上げる金額はそれなりの理由が今分かったのですけれども、この条例を決める過程で、実は最近コロナ関係でいろいろな給付金というか交付金が非課税世帯に出されているということがすごく多くて、それでこれというとお年寄りの間でいろいろ話題が分かりやすく出てきていて、それで私にも聞かれたり、どうしてという話があることなのですからけれども、つまり非課税世帯ということなのです。非課税世帯の中には遺族年金の方とか障害年金の方も入られます。そうすると、隣の方と見合せたりするらしいのです、コロナの給付金以来。私よりも年金を多くもらっているのに何である人はもらえるのだらうと、これは同じ仕組みなのです。私は、この条例を決めるときに例えば年収のラインで対象になるかならないのかということ考えたことはなかったのかと、そこはやはり無理があるものなのかなと。非課税世帯と言ってしまえば簡単なのです。簡単なだけけれども、先ほども言ったとおり、遺族年金、障害年金というのは多くもらっていても非課税世帯という形になるので、ここは年収で区切ってという考えが少しでもこの条例制定のときになかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 条例制定のときに年収の観点を考えなかったのかというご質問でございますが、非課税、課税という形で税の情報をいただくにはまず本人の同意が必要だということで、迅速な交付につきましては年収となりますとなかなか、遺族年金とか障害年金につきましては税務課でも把握していないような状況も申告ではございます。年収で収入で差をつけるということも考えられないことはないのですが、その過程におきましては、相当な手数といいますか、こちらの部分で最初に分かっていたら全員に交付できるとか、あるいは収入は全く関係なしに年齢で交付するという条例であれば1つあるのでしょうか、そういったところも考えなくはなかったのですが、今回につきましては少しでも高齢者の外出の機会が、非課税者の方につきましては低所得ということでは申し訳ないのですけれども、少しでも外に出ていただけるという部分につきましては、収入のある方につきましては利用されればありがたいのですけれども、ご自身で利用していただくという形で、非課税者の方につきましてもなるべく外に出ていただきたいということで一つの線引きという形で、申し訳ございませんが、ここについては非課税者ということで特定させていただいております。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 こちらは介護保険条例で、基準額を定めるものがメインです。それで、今回基準額5,000円ということで、これまでの計画と同じ、同額で5,000円というところで行われたこの条例改正になるわけですがけれども、私はこれから高齢者の数も増えていき、その後減っていくのですけれども、高齢化率も高くなっていく、もしかすると5,000円では済まないかなと思ってはいたのですけれども、よく5,000円で前期並みで抑えられたなとも思います。そこで抑えられて今回基準が5,000円という決定に至った、その詳細といたしますか、そこをお伺いします。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 今回第8期計画で標準額が5,000円、年額6万円、第9期計画につきましても同額とさせていただきました。ここにつきましては、国のシステムを使いまして将来推計をいたしましたところ5,300円ぐらいに実はなります。しかしながら、300円をどうするかという形でおりますと、今基金の残高も1億6,000万円ぐらいございます。ここにつきましては、今回5年の基金残高の取崩しがございまして1億4,000万円、それから6年度から7年度、8年度までで約6,000万円程度を取り崩して何とか5,000円に抑えられるだろうという試算をしております。このような中で、何とか砂川市としても5,000円という部分をキープできるのではないかとこの予測の下に金額を定めた次第でございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この5,000円という基準額が、周辺自治体でもいいのですけれども、あるいは全国、全道平均でどのぐらいの位置にあるものなのかお伺いします。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 全国、全道の関係でどのぐらいの位置にあるかということでございますが、全国的には6,014円、これは第8期の部分でございます。全道的には5,462円という形で出ております。第9期につきましては、全国一斉に今条例改正をしておりますので、分かるところもありますけれども、全体的には分かりませんが、全道の市の中では安いほうから数えて10番目、今の情報で見ますと同じような形で

35市中、安いほうから数えて10番目ぐらいの金額になるかと思っております。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

山下克己委員。

○山下克己委員 それでは、私からお伺いしたいと思います。

11条の2で資格取得支援事業、こちらの条件が市内に住所を有する者であって、代表者、その役員を含んで3親等以内の親族でない者という条件になっておりますけれども、なぜこのような条件をつけているのかお伺いします。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 まず、資格等取得支援事業の市内在住の方、また3親等内ということでご質問をいただきました。まず、少子高齢化や若年者の市外流出などにより人手不足が進行していることなどから、市内在住の従業員が業務に必要な資格等の取

得に係る費用を補助することによって、事業活動の維持ですとか拡大、生産性の向上、雇用の促進や従業員の定着を図るものでございます。まず、3親等以内は対象外ということにさせていただいた理由なのですけれども、一般的に3親等以内が近親者と言われておりまして、採用のときは一般の社員と同様の従業員といえども、例えばその近親者が雇用の定着の対象になるかということは考えづらく、また近親者が資格を取得することが雇用の定着に影響するということも考えづらいと考えていることから、本事業の趣旨とは異なる支援になってしまうのではないかとということで、対象から3親等以内は除くこととしております。

また、市内に限定とのことにつきましては、まず昨年この事業を創設するに当たって事業者訪問等をさせていただきまして事業者の声をお聞きしたところ、総括質疑の答弁でもお話をさせていただいた内容でございますが、従業員に砂川市に住んでほしいと、会社が例えば災害ですとか何か事故があったときに、会社の近くに住んでもらっているとすごく安心だという声が事業者さんで多く、資格を取得した従業員が市に定着していただいていることは事業所のメリットにもなるほか、災害時における万が一のときの復旧活動などにおいても大きな力になっていただけるものだと、そのように考えているところであります。

3親等以内、そして市外在住の従業員の資格取得についての支援については考えておりません。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 定着という観点で考えたということではありますけれども、3親等内というと、おいとか、めいとか、ひ孫とか、姻族も含めて配偶者まで含まれてしまうので、かなり広い範囲になるのかとは思いますが、定着という意味では理解できました。ただ、この後事業承継の促進事業等も、この後というか、入っていますけれども、事業承継する場合に、例えば承継する人がどうしても必要な資格とか、そういうものがあったり、そういう場合も今回の場合は対象にならないということになるかとは思いますが、その辺の検討というのはされなかったのかお伺いします。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 資格取得において事業承継の観点から親族が資格を取得することについて検討していなかったのかということでございますけれども、事業承継に関しては、委員さんおっしゃるとおり親族内承継ですとか、ほかにMアンドAもありますし、従業員の承継もございます。今回の資格等取得支援事業につきましては、市内での定着を目的にしておりますので、事業承継につきましては今回の事業承継促進補助金につきましては出し手の支援になりますので、受け手となる後継者の方の資格取得ということについては対象になりませんが、今回の資格等取得支援事業については従業員の市内での定着と事業者の事業活動の維持、拡大を目的にしているものですから、対象としておりません。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 いろいろなチャンネルがあることはいいことだと思うので、この点については分かりました。

次に、従業員の家賃支援事業なのですけれども、こちらは新たに開始する助成、または金額を増額する助成に限るということで、総括質疑のときに住宅手当を意味するということがあったと思うのですけれども、そうすると例えばほかのまちで住宅手当を受けていました。転入してきました。引き続き同じ企業にいますので、住宅手当を受けている人は該当にはならないということでしょうか。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 市外に在住しているときに企業から住宅手当を受給していて、今回市に転入したときに住宅手当を受給した場合は該当になるのかということだと思うのですけれども、これまで市外でお勤めになっている企業から住宅手当を受給していた。4月以降に砂川に転入いただくときには住宅手当を企業側が増額することを今回求めていますので、企業が住宅手当を増額した場合は対象になると考えているところです。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 ということは、例えば家賃がほかのまちでもらっている額より砂川に来て増額になった場合は該当になるということでしょうか。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 このたびの従業員家賃支援事業につきましては、家賃というよりも事業者の住宅手当の2分の1を市が、1万円が限度ですけれども、支援をするという制度になっておりますので、家賃が増額したからといって市からの補助金を支給するということではございません。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 すみません、戻るのですけれども、この制度のこの条件をつけたという理由というか、なぜこのような条件をつけたのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 このたびの住宅手当、事業者が従業員に支給する住宅手当の新設や増額をしなければ対象にならないのかということなのかと考えておりますけれども、従業員の市内居住を促進しまして雇用の促進と定着、福利厚生を増進を目的としておりまして、市の支援がこれまでの手当、事業者が従業員に対してこれまで支援していた住宅手当の額に吸収されるのではなくて、確実に従業員に増額した分を支給していただきたいということから、手当の新設ですとか手当の増額を行う事業者に対して支援をしたいと考えているところです。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 今回の条件の一つに雇用保険に加入しているものというのがありまして、

こちらですと31日以上、週20時間以上の労働をされる方が雇用保険に加入しなければならないので、例えばアルバイトとか、そういう方も対象になってくるのかとは思いますが、そういう点では非常に画期的なのかとは思いますが、こちらの費用の2分の1はどうしても事業主が負担するという形になっているので、かなり事業主にとっては負担が増になるのかと思うのですが、その辺の検討はどのようにされたのかお伺いします。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 住宅手当の新設、増額については事業主の負担になるということでございますけれども、本事業の目的は市内居住の促進と定着であることから、この制度を活用して市内事業者の福利厚生が充実され、働き方改革が進み、事業者の魅力が向上して、市内在住の従業員が資格を取得し、行く行くは事業者の売上拡大という好循環につなげてほしいという狙いで創設しているものです。補助額は上限1万円としていますが、下限は設けておりません。例えば住宅手当を新設しまして月5,000円としても2,500円を市から補助させていただくこととなりますので、事業者の負担は年3万円となります。住宅手当を支給していない事業者にとってはすぐ制度化するということについては経営的に厳しいという事業者さんがいることも理解していますけれども、ぜひ検討していただけるようにしっかりPRをしていきたいと考えているところです。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 先ほども言ったように、いろいろな制度があって、利用できる範囲で事業者も個人もいろいろ利用していくということはいいいことだとは思いますが、それが企業とかまちのイメージアップにもつながると思うので、分かりました。これで終わります。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて議案第30号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第31号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第32号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第33号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第34号 砂川市老人いこいの家の指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第35号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

○委員長 沢田広志君 これより予算に入ります。議案第7号 令和6年度砂川市一般会計予算の歳出から審査に入ります。

108ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、112ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

山下克己委員の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時58分

○委員長 沢田広志君 休憩中の委員会を始めます。

山下克己委員。

○山下克己委員 130ページ、11目の情報化推進費でお伺いしたいと思います。

令和6年度にパソコン203台を備品購入するというお話だったと思うのですが、当然入札等になるかと思うのですが、設置とか初期設定とかは備品購入時に全てセットみたいな形で行うのかというあたりをまずお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 職員用の情報系のパソコンの設定費に関しましては、備品購入費の中で、最初買ったときの状態ですとか、今どんなものを職員が使っているという架空のパソコンを1台つくりまして、そのイメージというか、USBですとかCD-ROMに焼いて、それを203台にコピーするみたいな設定もこの備品購入費に含んでおります。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 203台ということですから、不具合とか、いろいろなことが想定されると思うのですが、その後の不具合が起きたときの対応とか、将来的なメンテナンスとか、そういう部分はどこかで予算を取って見ているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 基本的にはパソコンの購入に当たりますので、世間一般のとおり1年間のハードウェアの保守はついております。それ以外の2年目以降の保守はどうするのだとなるのですけれども、基本的には情報系パソコンについては2年目以降の保守は考えておりません。ハード的にはです。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 今ハード的なことで1年ということだったのですけれども、本当に何か不具合、操作上の不具合とかは当然保証の対象ではないというか、いろいろなケースが考えられると思うのですが、何か起きた場合は市の担当課等が対応するということになるのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 そうです。ハード以外のトラブルというか、ソフトウェア

の関係だと思えるのですけれども、そちらの何か起きた不具合というのは当然この備品購入費、あくまでもハードを買う事業ですので、そこに入っているソフトの不具合というのは情報推進係で今も対応していますし、今後も新しいパソコンについては対応していきたいと考えております。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 それは、特に予算化はしていなくて、職員の能力というか、そういうもので賄っていくということですね、分かりました。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、10目市民生活推進費、ページ数は131ページになります。131ページの予約型乗合タクシー運行に要する経費でございますが、昨年よりも全体的に金額が上がっているようなのですけれども、要因についてまず伺います。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 予約型乗合タクシーの運行事業補助金が昨年度当初予算と比較いたしますと280万4,000円増額ということで予算要求をさせていただいております。こちらは、昨年10月にタクシー料金の改定がございまして、初乗り料金等を含めまして改正されたというところで、ご承知のとおり運行事業補助金につきましてはタクシー料金、タクシーメーターを倒した実車走行です。利用者を拾っていくところが基本になってまいります。その料金と利用者が支払う500円、300円の料金の差を補助するという形になっておりますので、料金改定の影響を考慮する。それから、もう一つ、利用状況が昨年、令和4年度、運行開始以来一番、運行回数、それから利用者数も多かったというところでございますが、令和5年度1月までの状況であります。令和4年度の同時期と比較いたしますと運行便数で385便、それから利用者数も1,031人多かったというところで伸びが見られるということで、利用数、この辺も加味した中で予算要求額とさせていただいているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 大まかには物価高騰、そしてタクシー料金の値上げというところが要因なのかなというところが分かりました。それで、今回検討する上で、先ほどお話もありましたけれども、300円、500円というところで、500円の方々が非常に大変だという声を常々聞いているわけなのですけれども、そういった点については今回検討されなかったのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 利用料金であります。この予算の検討の中でそちらを改定するという検討は行っておりませんでした。利用料金、運行の形態、それから便数など運行に関わるものに関しましては、検討の機会、地域公共交通会議というところで検討しながら、そちらのご意見、これは利用者側もありますし、それから運行事業者、乗合タク

シーと競合性のあるバス、タクシー業者、そちらの委員さんを交えて調整をしながら運行するということでございますので、今回の予算の積算の中ではその辺の検討はなかったというところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 免許返納というところもありますけれども、予約型乗合タクシーに乗られる方が非常に多くなったというお話でした。今後も市内の方が乗りやすい、そしてまた料金設定についても今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長 沢田広志君 辻勲委員。

○辻 勲委員 117ページのふるさと応援寄附金に要する経費で、総括質疑でもありましたけれども、予算について昨年より経費が増えているのですけれども、職員手当とか、事務の補助員の方とか、項目としてはないのですけれども、またふるさと応援寄附金の業務委託料も減っているということなのですが、この辺のことについてお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 総務部副審議監。

○総務課副審議監 杉村有美君 ふるさと応援寄附金に要する経費ということでご質疑だと思います。会計年度職員分の人件費について見込んでおりましたが、事業委託をしたことによりまして事務処理等は委託料ということで振り替えております。また、委託料の減であります。今年度総務省の告示改正がございましたことにより、委託事業者も各自自治体様の委託料を引き下げるということで気を使っているというか、経費を5割に抑えるということのご協力ということで交渉した結果、1%委託料を減しております。そちらの減になります。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、136ページ、第2項徴税費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、138ページ、第3項戸籍住民基本台帳費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、140ページ、第4項選挙費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、142ページ、第5項統計調査費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第6項監査委員費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、146ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費について質疑ありませんか。

伊藤俊喜委員。

○伊藤俊喜委員 社会福祉総務費の149ページ、旧総合福祉センター解体工事補助金についてお伺いします。

まず、こちらの工事の事業主体について改めてお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 旧総合福祉センター解体工事につきましては、国の補助事業としまして空家対策総合支援事業を活用しまして、事業主体は社会福祉協議会が解体を実施します。そこにつきまして国で5分の2、市で5分の2、実施主体の社協が5分の1でございますが、単位当たりの単価の上限が決まっておりますので、市としては2,531万9,000円、それに国の補助がございますので2,531万9,000円、合わせて5,063万8,000円という形で計上させていただいております。

○委員長 沢田広志君 伊藤俊喜委員。

○伊藤俊喜委員 そうなると全体の事業費というのはお幾らになるのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 全体の事業費につきましては、社協での入札という形になりますので、この総額については申し訳ございませんが、正確な額は申し上げにくいのですが、市が5分の2と国が5分の2、社会福祉協議会5分の1という形の割合になっております。

○委員長 沢田広志君 伊藤俊喜委員。

○伊藤俊喜委員 旧総合福祉センターについての土地の所有者ということについて改めてお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 土地の所有者というご質問ですが、所有者は砂川市になります。面積は2,143.14平米、賃貸は無料なのですけれども、ここを社協で借用させていただいているという形でございます。

○委員長 沢田広志君 伊藤俊喜委員。

○伊藤俊喜委員 分かりました。それで、解体後の土地の扱いについてなのですけれども、この予算の中ではこの工事が終わると真っさらな状態で終わると考えればいいのでしょうか。例えばこの補助金の中に、市の土地であれば例えばそこが終わった後に砂利敷きになっているとか、そういうものも含まれていると考えてよろしいのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 解体の跡地の整備ということでございますが、国の補助金の補助の内容につきましては跡地の整備ということは対象になってございませんので、今回につきましては景観、それから耐震性等を含めまして、あと国の事業がいつまで補助があるか分からないという部分もございまして、今回につきましてはこの予算の中では解体

費という形になっております。今現在も駐車場として一部使っておりますので、この予算の中では現状の駐車場という形で予算計上はさせていただいております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、質問します。

ページは155ページの砂川福祉会空調設備整備費補助金についてなのですが、まず内訳について伺います。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 砂川福祉会空調設備整備補助金の内訳ということでございます。砂川福祉会が行います空調設備整備に対しましての補助金でございますが、福祉会の入札の関係上、建物ごとの額は答えにくいのですが、福祉会で積算した2つの建物、福寿園、デイサービスも含みます。それから、福祉複合施設みやかわ、これは通所リハビリを含みます。における空調工事設備費の合計額が今回の補助金額相当になります。内容につきましては、それぞれエアコンの本体の機械設備工事と電源、配線等の電気設備工事に分けて積算しておりまして、福祉会で参考見積りを徴した旨を聞いておりますが、市としても妥当性がある額と考えております。具体的に現時点におきましては、内訳としまして福寿園におきましては食堂談話室、詰所などで、部屋ごとではないのですが、28のエリアごとに38台、老健みやかわにおきましては23のエリアに区切りまして、32台と見込んでいるところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 お話の中でエリアごとというところでありました、各部屋ではないというお話もありましたけれども、ということは各部屋には設置はしないでこの数ということでよかったのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 各部屋個室、大部屋もございまして、そこに設置するのかどうかというご質問でございますが、双方の施設とも入所者の部屋は個室ごとではなくて、日中集まってこられる食堂や談話室ごとに大型のエアコンを設置するということを考えているところでございまして、通所サービスのスペースや詰所などにも設置しますが、場所によっては家庭用エアコンのような小規模なエアコンも想定しているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 昨年度非常に北海道も暑くて、地域的にエアコンのない家庭が非常に多く、そして福祉施設もないところが多いというところで、委員会でも私も福祉施設にエアコン設置の助成をというお話もさせていただいたのですが、今回のエアコン設置について市内のほかの施設の助成ということは考えなかったのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 他の施設ということでございます。砂川福祉会でございます。

すが、市が直接実施することが難しい市内唯一の特別養護老人ホーム福寿園と老人保健施設みやかわなど、介護サービスの一体的なケアが可能であり、地域福祉の担い手として市民が地元地域で安心して暮らせる環境整備に極めて大きな役割を持っていると考えております。同法人が一時的に多額の費用を要する事業につきましては、運営や利用者に影響を及ぼすことも可能性があることから、これまでも事業費を助成し、安定した事業運営に資するものであり、その都度必要性や重要性を協議し、支援を検討しているところでございます。現在株式会社等の支援、運営している施設等の支援等の事業所は考えておりませんが、現在地方創生臨時交付金による3回の慰労金や社会福祉施設等の物価高騰支援金の給付など、形は違いますが、それぞれ医療、福祉、障がい施設等については都度様々な支援を行っているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 そういった形で、昨年度委員会でも質問させていただきましたが、今年度福祉会についてはエアコン設置にすぐ行動を起こしたということで、高齢者の方々、そして中に住んでいらっしゃるの方々には快適に、そして全道的にも全国的にも熱中症でお亡くなりになられる方が非常に多かったです。そして、北海道につきましては特にエアコンを設置しているところが非常に少ないというところからも、砂川の場合は学校にも設置してありますし、そんな中で高齢者の方々の施設にエアコン設置というところで快適に過ごされたらと思います。そして、市内にほかの福祉施設もありますので、そういった福祉施設のエアコン設置の助成についても今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 私も同じく社会福祉会に対する空調設備の補助金についてお伺いしたいと思うのですが、大体のところは分かったのですが、3点ほどお伺いしたいのは、まずこの補助金ということなのですが、これは全額、総額としてこの補助金、自己負担分があるのかなのかというところの確認と、もう一点は工期です。いつ頃まで完成させる予定なのか。それと、もう一点は財源、丸々一般財源なのか、補助金等を活用されているのか。3点お伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 武田真委員、一問一答方式を取っておりますので、今3点一遍にお話をいただきましたけれども、1点ずつで質疑、答弁をいただきたいと思いますので、よろしいですね。

○武田 真委員 分かりました。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 ただいま補助金の関係をまず1点目にご質問いただきました。補助金につきましては、福祉会ともお話をさせていただきました、福祉会の持っている施設の整備にためているお金が1,800万円ほどございますが、そこにつきましては

通常の修繕等に使っていくという形で、非常に厳しい状況がございます。今回につきましては、熱中症の関係もございますし、全道的にもこの傾向が続くのではないかとということで、早急な対応が必要ではないかという判断をしまして、全額砂川市の補助金とさせていただきます。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 2点目の工期なのですが、当然夏の季節がもうそろそろ、5月頃から暑くなると思うのですが、いつ頃までに完成できるのか確認をしたいと思いません。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 2点目の工期ということでございますが、何せ多大な台数という形で、ここも何回も詰めさせていただいて、本当に今年度終了するのかどうかということも真剣に議論をさせていただいて、工期としましては、5月に入札して、頑張って3月までかかるのではないかと聞いております。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、どこにまず重点的に設置するのかという判断もあると思うのですが、その辺は例えば皆さんが多く集まるところに最初に設置する、あるいは特に介護度の高い方の部屋を優先するとか、その辺の割り振りというのは考えられているのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 介護度の高い方、割り振りという形ですが、この夏につきましては両方同時にさせていただきます。みやかわもどちらも介護1以上の方、特老につきましては介護3以上の方ということで、それぞれ介護度は違いますが、同時にさせていただきたいと考えておりますが、どちらにしましてもこの夏につきましては、整備をして利用まではいけない形になっております。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、いわゆるハイシーズンと言うのでしょうか、7月、8月ぐらいには間に合わないということで考えていいのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 今年の7月、8月について間に合わないかどうかというご質問ですが、今年の夏につきましてはどんなに急いでもここは今のところは間に合わないような見積りになってございます。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 先ほどの質疑の中で設置箇所、いろいろお話があったと思うのですが、これはあくまでも利用者様の分だけであって、例えばスタッフルームとか、その辺の部分のエアコンの設置というのはないのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 利用者様のみなのか、事務あるいは看護、介護、それからお医者様の部屋等もございます。この中では、35度を超えるという室温の中で昨年我々も視察させていただきました。その中で、従事者に係る職場改善も必要だという判断を市としてはしておりますので、必要最低限ではありますが、スタッフにおける離職対策もございますけれども、快適な部分で介護をしていただきたいという思いもございますので、事務室も含めて設置をする予定でございます。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 最後に財源の部分なのですが、これは全部一般財源なのか、補助金も活用されているのかの点について伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 財源ということでございます。財源につきましては、いろいろ検討させていただきました。財政サイドともお話をさせていただきました、全額市費ということではございますが、社会福祉法人に対します過疎債が使えるということ、歳入になっておりますが、計上させていただいております。全額過疎債で使わせていただきたいと思っております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私も同じなのですが、まず149ページの旧総合福祉センターの関係なのですが、こちらの工期はどんな感じになっているのですか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 旧総合福祉センターの解体工事についての工期でございますが、社協からしますと4月に入札準備、5月に入札、その後工事という形で、12月いっぱいまでは工事を完了したいという工期になってございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 解体後の跡地利用、もう少しはっきり決まっていけないものなのかどうかをお伺いします。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 跡地の利用につきましては、国の申請段階におきましては精度の高いものは求められてございません。跡地については何に利用しますかという程度のものでございまして、今現在使用しております駐車場という形で申請はさせていただいております。現状の補助金の部分につきましては跡地の整備については対象になりませんので、現状の地形につきましては補助事業の計上でございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今日なんかもそうなのですが、市役所前駐車場はいっぱいなので、市の職員も今ここに置いていると思うので、ぜひとも解消のためにも駐車場を造ってほし

いなとは思っています。

それで、これも先ほどの福祉会への空調の関係なのですが、砂川福祉会は福寿園から老健、そのほかにケアハウスも持っていると思うのですが、こちらは全く今回はなしということでしょうか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 ケアハウスの関係でしょうか。すみません、ケアハウスにつきましては、そこそこ個別の部屋がございますが、そこについては今回は設置しないで、入所者につきましては食堂に集まって食べていただく部分がございますので、その集まる部分につきましてエアコンを設置いたします。検討しましたけれども、最初は全室ということも福祉会では検討しましたが、費用が莫大にかかってしまうということもございまして、砂川市との協議の中では個室につきましては、有料老人ホームとはちょっと位置づけが違うという形もございまして、最低限ではございますが、日中集まっていただく部分につきましてエアコンを設置する部分でございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これは確認させてほしいのですが、先ほど食堂談話室という言葉が聞こえてきてしまっていて、今ケアハウスの個室はつかないというのは分かったのですが、福寿園と老健のみやかかわは個室もつくという確認でいいのですか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 失礼しました。福寿園と老健みやかかわのそれぞれの個室につきましては、これはつかないという形で言っております。中の例えば10ユニット、10部屋ありまして、集まる部屋が1つあります。その集まる部屋にエアコンをつけるということで、10ユニットありますから10か所ございます。そういったところの日中集まる部屋につけるという形で、個室につきましてはそれぞれ有料老人ホームとは違う位置づけもございまして、最低限そういったところに設置する予定でございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今まで非常に要望が強かったところなのです。多分言われると思うのですが、何で私たちの個室には設置されないのと。その理由を教えてください。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 個室につかないという形でございますが、通常の株式会社が運営する有料老人ホームですと個室につきましてそれぞれ電気料なりを支払っている部分もございまして、高級といいますか、かなり支出できるような部分につきましては高所得の方が利用される部分には個室がそれぞれついているような老人ホームもございまして、しかしながら、最低限、福祉会のところにつきましては電気代という部分も実は検討させていただいて、今後100万単位で上がっていくのではないかとこの部分もございまして、ただ、1度、2度でも下げられる、あるいは各部屋につきましては、夏場につきましては

開けておく部分もかなりある部分もございますので、そういった部分で安全性は確保できるのではないかと福社会のご判断もございまして、最低限そういう集まれる場所につけていきたいという考えでございます。

○委員長 沢田広志君 辻勲委員。

○辻 勲委員 155ページの同じく砂川社会福社会の運営補助金の117万5,000回、説明では介護ロボットということだったのですが、このことについて内容を教えてください。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 砂川福社会運営補助金の117万5,000円でございます。これは、北海道の補助事業としまして4分の3なのですが、介護ロボット導入支援事業費補助金というのを老健みやかわでこの補助金を使って、(1)として介護ロボット導入事業、(2)として見守り機器の導入事業を伴う通信環境の整備事業ということに分けて行っております。内容につきましては、見守りセンサーのマット4台と見守りケアシステム内蔵のベッド、それからこのセンサーを受信して、各詰所に送信しますWi-Fiの設備、この設備につきましては計上でございまして、道から251万4,000円、約68%、市では残額の117万5,000円、約31.8%を支援するものでございます。

○委員長 沢田広志君 辻勲委員。

○辻 勲委員 これは、指導員の労働の軽減という目的ということでしょうか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 軽減という目的かということでございます。介護用ロボットを導入することによって少しでも介護職員あるいは看護職員の方々の労働を軽減して、見守りが必要だという部分もございまして、最低限の台数で、老健みやかわですので、その中で重症度が高い方に設置しまして、深夜、夜間、そういったところの介護者の負担を軽減するものでございます。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、158ページ、第2項児童福祉費について質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、児童福祉費について質問していきたいと思っております。

まず、163ページ、子ども通園センターICTシステム導入に要する経費でございますが、こちらは保育所で利用しているコドモンと全く同じなのか、何台なのか、内訳について伺いたいと思っております。

○委員長 沢田広志君 子ども通園センター所長。

○子ども通園センター所長 東海林義孝君 子ども通園センターICTシステム導入に要する経費の内容についてかと思っております。内容について説明させていただきますと、このICT

T導入システムの内容につきましては、これまでの緊急時や平時を含む保護者の方との出欠の連絡や相談、お知らせ等が主体的につながらない。タイムラグが発生する。完了までに時間がかかるということや日常の保護者の方との情報共有、情報提供が指導中の限られた時間内で行っていること。また、療育に関する書類や記録、請求事務の各種書類がデータ連携していないため手入力や転記が必要で、事務作業に時間がかかるということがあることから、専用のシステムを導入し、保護者と職員間のコミュニケーションの円滑化と利便性の向上、職員の業務の効率化により療育環境の充実を図りたいということで予算計上したところであります。導入に当たりましては、市内の保育所、保育園、小学校ではコードモンを既に導入しているところがございますけれども、今回予算計上させていただいておりますのは、HUGシステムといたしまして、コードモンとは違うシステムの導入を考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 ただいまの説明にあったようにHUGシステムということですがけれども、内容についてコードモンは大体分かっているのですがけれども、HUGシステムについては分からないので、どんなものなのか、大枠でいいので教えていただけますか。

○委員長 沢田広志君 所長、マイクに向かってしゃべっていただいていた方がいいですか。

子ども通園センター所長。

○子ども通園センター所長 東海林義孝君 HUGシステムの内容についてということでございますが、まず保護者とセンターの双方からのコミュニケーションの一つとして活用できるツールでありまして、保護者の方に登録をしていただく専用のマイページから、携帯のアプリやパソコンのウェブを通してお子さんの療育の様子や個別支援計画の確認、それから保護者からサービス利用の申込みや欠席連絡、また緊急時の一斉連絡や平時のお知らせがワードやエクセル、PDF、画像添付などの送付が可能となり、お子さんに関する様々な情報を共有することが可能になります。また、登降園のときにタブレットの簡単な操作でこれまで手書きをしていましたサービスの利用実績記録票の作成が自動化され、業務日報や給付管理とデータ連携されることや職員の日常の療育記録や個別支援計画等の各種関係書類の作成が容易になり、職員間での情報共有も容易にできる環境になることから、今回HUGシステムの導入をしたいということで予算計上させていただいたところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 内容については分かったのですがけれども、HUGシステムを利用するに当たってコードモンと、先ほども聞いたのですがけれども、どういうところが通園センターでHUGシステムを利用されるのが適しているというところで選ばれたのかについて伺います。

○委員長 沢田広志君 子ども通園センター所長。

○子ども通園センター所長 東海林義孝君 コドモンとの違いです。選択した理由というところにつきましては、まずHUGシステムを導入した場合としまして、コドモンと比較しますと、デメリットとしましてはまずコドモンと連携ができないという点が挙げられるのではなからうかと思えます。そのような状況ではございますが、コドモンのサービスの内容につきましては、当センターの児童発達支援事業所の療育施設で使用するとした場合、主に保護者との連絡機能については当センターでの利用も考えられますが、そのほかHUGシステムにあるような療育用として特化した機能といえますか、例えば個別支援計画ですとか、療育に関する記録や関係書類の様式、それらの自動作成やデータ連携などのサービスがシステム自体にないため、どうしても当センターで利用できるサービスがシステムの一部に限られてしまうところがございます、保護者の利便性の向上や職員の業務の効率化を図るといところから、そういう部分を勘案してHUGシステムの利用を進めていきたいと至ったところがございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 お話の中では療育に特化したという内容でHUGシステムがよかったのかなという理解なのですけれども、その点とタブレットというお話、アプリというお話もありましたけれども、タブレットの購入とかはあるのでしょうか。この予算の中で。

○委員長 沢田広志君 子ども通園センター所長。

○子ども通園センター所長 東海林義孝君 機器の購入というところでいいますとタブレットの購入を考えておまして、登降園の際に記録用として使用するものを1台、それから職員が療育の様子を保護者と共有するために例えば撮影したり、記録用として使用するものの2台を一応考えております。その他入力用のキーボード1台、そして給付管理用のパソコンの更新を1台ということで考えております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 分かりました。

続きまして、167ページなのですけれども、すこやか子育て応援事業に要する経費、乳児すこやか応援クーポン券補助金というところで、議場等でも説明はあったのですけれども、対象品について拡充したということで、まず対象品について伺います。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 まず、現在の乳児おむつ無料クーポン券はおむつ用品に限定をしておりますけれども、この事業品目を拡大いたします。今現在指定事業所として取扱店舗は9店舗ございますけれども、こちらの店舗の陳列内容を確認させていただいて、今考えておりますのは粉ミルク、哺乳瓶、哺乳瓶の消毒液などの授乳関連用品、あとは離乳食の関連用品にも利用できるように拡充する考えでございます。事業内容の見直しに伴いまして、指定取扱店、今現在登録いただいている事業所さんに今後も事業拡大した後も継続していただけるかどうかの確認をいたします。その際に子育て関連用品として取り扱

っている商品についても併せて調査をさせていただきたいと考えております。また、対象用品のさらなる拡充に向けまして、例えば知育玩具ですとか絵本、あとは写真撮影、写真館です。こういった事業所さんに対しても新規に指定取扱店に登録いただけないかということで協力の依頼をしていきたいと考えております。これら意向調査、新規の登録の意向、これらを最終的に確認をさせていただいて、取扱商品を拡充できるように調整をさせていただこうと考えております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 対象商品についても粉ミルクとか育児関連のもの、そしてさらに知育絵本、写真等というところで、子育て世帯がどの部分にお金を使いたいかというところで非常に拡充していくということは、市長も言っていますけれども、子育て世帯が使いやすい取組なのではないかと思うわけなのですけれども、先ほど対象店舗については今後拡充していくというお話でしたけれども、今現在においては拡大してから始めるのか、9店舗からまず始めるのかについて伺います。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 先ほど新規の登録をいただけないかという呼びかけもさせていただきますということでご説明をさせていただきましたが、そちらの意向確認の状況にもよりますが、まずは9店舗で乳児、離乳食関連用品、授乳関連用品ということで既にスタートできる体制になりますので、まずは9店舗でスタートすることを想定しております。今年度内に調整がつけば4月1日以降速やかに、例えば先ほど申し上げた知育玩具、絵本、写真というところで取扱いができるのであれば、できるだけ早く、また併せて取扱いもしていこうとは想定しておりますが、今現在対応できることが確認できている9店舗でスタートはさせていただこうということは予定をしているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 そもそもこの内容的にはおむつクーポン券というところから始まっておりますけれども、今回拡充するに当たっては子育て世帯の方々がすごく喜ばれることだと思うのですけれども、対象商品の拡充に至ったというか、おむつ以外のものもという経緯については何かありますか。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 今回子育て支援の一環といたしまして、予算の中には出てきませんけれども、保育所でおむつのサブスクリプション、月額お支払いいただくとおむつを使い放題ですというような事業がございます。こちらの取組もさせていただこうということで考えております。そうなりますと、おむつのサブスクの取扱店に確認をしましたが、当市が取り扱っているクーポン券は取扱いできないと言われております。おむつのサブスクを利用される親御さんにとっては、料金がそちらで発生してしまいますので、乳児おむつ無料クーポン券を使う機会がなくなってしまう、二重負担ということになってしま

う。このクーポン券の拡充をすれば、サブスクを利用されてもクーポンを無駄なく子育て支援の用品にも使っていただけるであろうということで、それを契機に拡充ということを内部で検討させていただいたということでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 お話にもありましたように、サブスクというところでおむつを買わなくてもいい。そして、名前を書いたりすることもない。保護者さんの負担の軽減になる。お金はかかってしまうけれどもというところなんです。でも、その部分でおむつではなく育児用品に使うことができる。そして、各家庭によって欲しいものが全て違います、子供さんの年齢によっても違うかと思うのですけれども、そもそもこのクーポン券については年齢制限はどのようになっていますか。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 乳児を対象としておりますので、生まれてすぐの出生の届けあった際にふれあいセンター保育士が乳児家庭全戸訪問事業ということで、こんにちは赤ちゃん事業という俗称で呼ばれておりますけれども、その際にお配りをいたしますので、乳児が対象になります。ただ、クーポン券の利用期間については、生まれたお子さんが2歳の誕生日を迎える前月までということで24か月間利用できるような状況になっております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 以前からおむつクーポン券というところで、市内の子育て世帯、赤ちゃんが生まれた方からも非常に助かると、すごくうれしいという声もいただいております。それがさらに内容を各家庭に合わせて拡充したということについては、本当によいことだと思います。さらに、今対象の年齢ということで2歳になる前の月までということでありましたけれども、おむつで利用する方もいると思うのですけれども、最近おむつが昔のように1歳ちょっとで外れるのではなく、3歳過ぎてからも利用している方が非常に多いです。そういうことも踏まえて、今後2歳の年までとか、3歳までとか、できれば拡充していただきたいと思います。これについては終わります。

それで、続きまして169ページの保育所の運営管理に要する経費ということで、おむつの処理、おむつは今まで持ち帰っていた。今まで持ち帰っていたこと自体大分遅れているという話なのですけれども、今回おむつを持ち帰らずに済むように取り組んだという点におきましては、子育て世帯の方は本当に大変なのです。おむつも自分の子供のおむつではないおむつが入ってきてしまったり、そういったところもあったり、大変なところをおむつ処理ということで行うわけなのですけれども、そうなりますとおむつ処理、おむつを持って帰っていたのにおむつを持って帰らなくてもよくなったとか、特殊なごみ箱が必要になったとか、そういったところで保育所でも何か直したりとか、購入したりとか、そういう部分があるかと思うのですけれども、そういった点についてどの部分に入っているの

かについて伺います。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 おむつの自園処理について、どのような経費がどこに盛り込まれているのかということをございます。まず、下線が引かれている備品購入費でございますけれども、この中に今回のむつ自園処理の経費が入っております。ご指摘もありましたけれども、ごみ箱を購入いたしますが、3つの各保育所の中に使用済おむつを保管しておくためのごみ箱、そしてそれをごみ収集車で収集してもらうための屋外のごみ箱ということのごみ箱の購入費ということで備品購入で238万3,000円を予算計上しております。この備品購入費の中におむつ関連ということで238万3,000円を計上しているということをございます。おむつ自園処理に係る経費ということでございます。この備品購入費のほか、ポリ袋などの消耗品費32万3,000円。修繕費でございます。今使っているお子さんごとにバケツを用意して、保護者さんがそこにビニール袋をかけて、保育士が入れた使用済おむつを持って帰っていただくための棚を用意しています。その中にごみ箱を設置しますので、横板を外さなければスペースが確保できないということで修繕費です。14万1,000円。あとは、ごみ処理の手数料がかかります。手数料として161万2,000円。したがって、おむつ自園処理に係る経費は備品購入費を含めて445万9,000円を見込んでいただいております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員の質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時55分

○委員長 沢田広志君 休憩中の委員会を始めます。

午前中に引き続き、委員の質疑を受けます。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、質問させていただきます。

ごみ箱についてお話がありましたけれども、外のごみ箱というところで、外のごみ箱を新たに作るのか、おむつ専用のごみ箱なのかについてまず伺います。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 おむつ処理用のごみ箱を新たに購入して屋外に設置いたします。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 そのごみ箱は、移動式ですか、その場所に設置ですか。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 固定式です。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 ごみ収集については、今までと一緒なのでしょうか、変更とかはあるのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 燃やせるごみとして週2回の収集を予定しております。こちらについては、事業者と調整済みでございます。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、170ページ、第3項生活保護費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、172ページ、第4項災害救助費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、174ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、184ページ、第2項清掃費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、188ページ、第5款労働費、第1項労働諸費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、190ページ、第6款農林費、第1項農業費について質疑ありませんか。

山下克己委員。

○山下克己委員 195ページになるのですけれども、こちらに一の沢駐輪場の管理に要する経費がありますけれども、その他の経費が昨年度より大分減額になっているのですけれども、そちらの理由はどのような形でしょうか。

○委員長 沢田広志君 農政課長。

○農政課長 上山哲広君 昨年度より減額となっている理由といたしましては、昨年度…
…

〔「今年度です」との声あり〕

今年度の減額となっている理由であります。敷地内の街灯が2基故障いたしまして、そのライトをLEDランプに替えたのと街路灯のカバーを替えましたので、その経費といたしまして41万5,000円が令和6年度では減額となっております。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 あそこの一の沢の駐輪場は、焼山に向かう道のすぐそばで非常に熊が出る場所に近いのかと思ったものですから、昨年度とかで熊よけの何か対策をしたのかと思ってお聞きしたのですけれども、その辺は今年何かカメラを設置するとか、別の予算になるかもしれないのですけれども、何か予定しているものがないのかお聞きします。

○委員長 沢田広志君 農政課長。

○農政課長 上山哲広君 熊用の対策といたしましては、費目は違いますが、鳥獣被害対策に要する経費でトレイルカメラを5台購入する予定となっております。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員、先ほど熊の関係を含めて質疑されていますが、熊になるとまた違う関係になるかと思しますので、まずは一の沢駐輪場に関連した部分でお願いしたいと思います。

山下克己委員。

○山下克己委員 今のことはそれで分かりました。

それで、同じ費目なのでよろしいでしょうか、193ページに鳥獣被害対策に要する経費で、備品購入費で熊対策のカメラを設置するということになっていると思うのですが、こちらはどこに設置するとかというのは今のところ決まっているのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 農政課長。

○農政課長 上山哲広君 トレイルカメラの設置場所ですが、実際に目撃情報があった場所、特に決まっておりますが、今年度でいいますと空知太、あとは一の沢、北吉野地区、そのようなところに設置をしております。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 6年度の予定は、状況を見てこれから場所を決定するというところでよろしいでしょうか。

○委員長 沢田広志君 農政課長。

○農政課長 上山哲広君 そのとおりでございます。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、質問させていただきます。

ページといたしましては197ページ、地域おこし協力隊に要する経費というところで、隊員が2名ということでありまして、この点について詳細を伺います。

○委員長 沢田広志君 農政課長。

○農政課長 上山哲広君 令和6年度は2名分の地域おこし協力隊員の報償を組んでおりますが、令和5年度、今年度は3名分の報償費を組んでおります。令和5年度の地域おこし協力隊の内訳といたしましては、継続者が2名、新規分1名、合わせて3名分の予算を組んでおりましたが、そのうちの継続されている方の2名分のうち、1名は昨年8月に東豊沼地区で就農され、もう一名につきましては今年3月で地域おこし協力隊を卒業し、令和6年4月から北吉野地区で就農する予定となっておりますので、2名分が減となっております。ただ、昨年1名の方の応募がありまして、採用となりましたので、令和6年度はその新規の方が令和6年度も継続いたしますので、1名分と新規分1名分の2名分を予算計上したところであります。

○委員長 沢田広志君 令和6年度の予算の関係をやっておりますので、質疑する側も答

弁する側もその辺を考えながらお願いしたいと思います。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 ただいまのお話によりますと新規就農された方が2名いらっしゃるということで、先日からも地域おこし協力隊員に対しましてはいろいろな部分で私は質問してきているのですけれども、農政については新規就農された方がいらっしゃるということで、今年度新たに地域で新規就農していただきたいなという思いがあるのですけれども、そういったところで砂川の農業といたしましては私が全体的に見ると大規模ではなく小規模で、場所的にも札幌と旭川の間地点だということ、全道的に見ると割合と便利のいい場所ではないかと思うわけなのです。今年度地域おこし協力隊の方がまたさらに残っていただくような工夫とかが何かありましたら、お願いいたします。

○委員長 沢田広志君 農政課長。

○農政課長 上山哲広君 工夫といたしましては、指導農業士や農業士の方を利用いたしまして新規就農された方を支援していこうと考えております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 このように地域おこし協力隊の方が一人でも多く残っていただいて、さらに農家の方からもいろいろお問合せ等があるのですけれども、砂川の若手の農家の方が一人でも増えてほしい、農業が活性化してほしいというお話を聞いておりますので、ぜひ残っていただけるように頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、198ページ、第2項林業費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、200ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、商工費について質問したいと思います。

まず、203ページのプレミアム商品券についてですけれども、今年プレミアム商品券発行事業の補助金をするに当たってどのような形で検討したのかについて伺います。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 プレミアム商品券発行事業補助金の詳細についてのご質疑と思います。商工会議所の事業に対する補助でありまして、平成20年度から本年度17年目となっております。本年も世帯主に引換券を郵送し、引換券を持参していただいて購入していただく予定です。プレミアム率は30%で、販売額につきましては昨年と同じ1セット当たり5,000円、1世帯4セット、2万円まで購入可能としています。1セットの額面ですけれども、6,500円とし、全店舗共通券を1,000円を4枚、中

小企業店専用券を500円を5枚とします。販売期間につきましては9月13日、14日、地域交流センターゆうで、以降平日、会議所で10月15日まで販売する予定をしています。利用期間につきましては、9月13日から1月31日までを予定しているところです。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 プレミアム商品券についてなのですが、プレミアム率というところで委員会等でも、物価高騰の中、なぜ30%なのかという質問をしたことがあるかと思うのですが、今年度30%ではなく上げるという、今回この予算を組むに当たってそういった話し合い等はなかったのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 プレミアム率についてのご質問でございますが、まずこれまでのプレミアム商品券ですけれども、そのときの市内の経済状況ですとか、あと国の臨時交付金の額等も考慮しまして、令和元年は2,000セット限定でプレミアム率20%、令和2年、3年、4年につきましては地方創生臨時交付金を活用した中で50%、本年度、昨年につきましては30%としてきております。令和2年、3年、4年ですけれども、コロナ禍の影響で感染拡大による移動制限などが深刻な状況でありまして、市内経済を大きく動かしていかなければ特に飲食、小売、サービス業が非常に危機的な状況でありましたので、50%としてきました。昨年当初ですけれども、コロナの終息も見込まれて、経済回復の期待が高まっていた時期でありましたが、物価高騰ですとかエネルギー価格の高騰の影響がありまして、全世帯、全事業所に広がっているということから、それら物価高騰ですとかエネルギー価格の高騰を緩和するために昨年は30%としてきたところです。市内の経済状況などについては商工会議所、金融機関とも逐次打合せをしたり聞き取りをしたりしているところでありまして、本年のこの事業に対しても商工会議所と協議をした上で、引き続き全世帯に対してプレミアム率を30%としたいと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 プレミアム率について、20%から50%がしばらく続いていた中での30%ということで、市民の皆さんのなぜというお話も聞いております。それと併せて、高齢者、1人の家族の方は使い切れないというお話もあります。ですので、委員会等でも伝えさせていただきましたが、1セット当たりの価格を下げるとか、そういった方も使いやすい。そして、全国的には電子チケットも併せてプレミアム率を上げるという地域もありますので、そういったところもぜひいろいろ検討していただいて、市民の皆様が使いやすいプレミアムチケットにしていきたいなと思います。

続いて、スイートロードについてなのですが、スイートロード事業補助金とその下の観光振興と両方併せてというか、内容がかぶっているところもありますので、併せて質問していきたいと思うのですが、まず詳細について大まかでもいいので、お願いし

ます。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課副審議監。

○商工労働観光課副審議監 櫻田哲也君 まず、スイートロード事業補助金の内容ということでございますが、スイートロード事業補助金につきましては平成14年度に設立されましたすなわスイートロード協議会に対する補助金でございます。お菓子の魅力で砂川市の知名度向上を図るスイートロード協議会の令和6年度事業といたしまして、お菓子作り体験などの企画事業に対しまして1万1,000円、街路灯へのバナー設置、歩道橋への横断幕設置、イベント時におけるお菓子配布、スイートロードマップやグッズによる啓発などのPR事業に対しまして43万5,000円、合計44万6,000円の補助を予定しているものでございます。

また、地方創生臨時交付金事業での実施を予定しておりますスイートロード事業補助金につきましては、まちなかにぎわい創出と地域の活性化につながる事業といたしましてデジタルスタンプラリーを行いたいと考えているところでございます。計画としましては、昨年度行った70事業者を超える大規模なものを予定しております、まちなか回遊を促進することで観光客に砂川に滞在していただく時間を延ばしていただくことを目的としております。

以上でございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 スイートロードというところで、先ほどからも伝えておりますが、旭川と札幌の中間地点というところで、私は両方に知り合いがいるのですけれども、両方から結構皆さんいらして、特に女性の方が多くいらしています。旭川の知り合いの人に砂川で出会ったりとか、そんなこともあります。そんな中で、せっかくおいしいお菓子がたくさんある。お店もたくさんある。そういったところでスイートロードとしてのPRというか、広告が全道的にいうとちょっと足りないのではないかな。あまり知らないわという、おいしいのがあるのは分かるけれどもという声も聞こえてきているのです。そういった点で、広告等について今年度新たに考えたこととか、継続していることで今年度こういう部分に力を入れていきたいとか、そういう部分でありましたら、お願いします。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課副審議監。

○商工労働観光課副審議監 櫻田哲也君 スイートロード協議会につきましては、平成14年度の設定以来、スイーツの魅力を多くの皆さんに知っていただくことを目的としてたくさんの方の事業を行っていただきまして、かなり今知名度が上がっていると判断しているところでございます。この知名度が上がっているスイートロードをより魅力的なものにしていくためには、スイートロード協議会の活動はもちろんのことですけれども、協議会以外の団体の取組においてもうまくスイートロードを活用していただくと、そういうようなところが大事なかと考えているところでございます。例えば各団体が砂川市をPRする場合

には、スイートロードのお菓子を活用している場合が多いです。また、ふるさと納税であったり、イベント時の景品なんかにも多く使われます。さらに、市の雑誌やテレビなどマスメディアを使った活用、情報発信につきましてもスイートロードが中心となっております。このように他団体の協力を得ながらスイートロードを広めていくという、そちらの強化も必要ではないかと考えております。また、情報発信につきましてはSNSを多く使っておりますけれども、多くスイートロードをPRしている団体としましては、砂川市はもちろんのこと、観光協会であったり、スイートロード協議会はもちろんです。あと、地域おこし協力隊さんなんかかなりの情報発信をさせていただいております。こちらの団体の調整によりましてより効果的な情報発信を行うことで今以上に広く皆さんに周知が図られて、多くの皆様に砂川に来ていただけるものと考えておりますので、そちらもしっかりと活動してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 砂川は子どもの国もありまして、全道的にも若い世代の方がたくさんいらっしゃる。そして、高速のところでおアシスのところで休まれる方、観光バスもたくさん来ています。そして、5類になってさらに増えている状況です。そこで、いかにその方々の市内へ流れる仕組みをつくるのか、そこが非常に重要なのではないかと。そして、本当にたくさん増えておりますので、ぜひその流れを市内に持ってくる仕組みについても今後検討していただいて、一人でも多くの方々が市内へ来て、市内のお店へ寄って市内のおいしいお菓子を食べていっていただきたいなど、そういうところで検討していただきたいと思います。

続きまして207ページの駅前地区整備事業についてなのですが、この中で駅前地区については市民の皆様もとても期待している。そして、商店街の皆様も本当にどうなるのだろうという不安もある。不安もたくさん聞いています。そんなところで、ぜひ駅前地区活性化、市内の活性化につながったらいいと心から思っているところなのですが、そんな形の不安な声もたくさんあるのです。ですから、市民の方々が不安にならないようにしていただきたいと思うのですが、この中で電柱の移設というところがあるかと思うのですが、電柱についてはどの場所にあって、どういう形で移動するのかについて伺います。

○委員長 沢田広志君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 電柱移設補償金につきましては、駅前施設の西1条北通り沿いに建っている北電柱の移設に係る補償金になりますけれども、それで電柱の場所といたしましては施設の南側にイベントなどの際に西1条通りから広場に車両が出入りできるように管理用道路を整備する予定としておりますけれども、その管理用道路の出入口付近に電柱が1本立っております、その電柱が管理用道路の出入りに支障があることから、南側に2メートル程度移設する補償金になります。

- 委員長 沢田広志君 高田浩子委員。
- 高田浩子委員 その電柱についてなのですからけれども、移動する全部の費用を砂川市が持つのでしょうか、その辺りについて伺います。
- 委員長 沢田広志君 経済部審議監。
- 経済部審議監 畠山秀樹君 電柱につきましては北電の管理物件になりますので、移設する原因者である砂川市が全額補償するということになります。
- 委員長 沢田広志君 高田浩子委員。
- 高田浩子委員 それで、電柱についての費用というのはここには出てきていないのですけれども、大まかに伝えることはこの場所ではできないのでしょうか。
- 委員長 沢田広志君 高田浩子委員、今の質疑は、大まかにというのは。
- 高田浩子委員 大まかにというか、費用が入っていないから。
- 委員長 沢田広志君 答弁は、費用が補償金ということによろしいのですよね。
- 経済部審議監 畠山秀樹君 そうです。
- 高田浩子委員 費用の額は聞けないのですか。
- 委員長 沢田広志君 高田浩子委員、もう一回質疑して。
- 高田浩子委員 移設補償金というところで金額的には幾らになるのでしょうか。
- 委員長 沢田広志君 経済部審議監。
- 経済部審議監 畠山秀樹君 この電柱補償金につきましては、北電柱の移設に係る補償金と、あとその電柱にはNTTの通信ケーブルも入っていますので、その通信ケーブルに係る補償金を合わせまして、こちらの予算の補償補填及び賠償金のところにも記載しておりますけれども、194万7,000円になるところであります。
- 委員長 沢田広志君 山下克己委員。
- 山下克己委員 1目の商工振興費の地域おこし協力隊に要する経費ですけれども、令和6年度は6人を予定しているということで、その内訳というか、どういうところに配属という形で考えているかお伺いします。
- 委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。
- 商工労働観光課長 奥山雅喜君 ご質問の地域おこし協力隊に要する経費の報酬6人につきましてはでございますけれども、こちらの当課の協力隊につきましては基本毎年2人ずつ採用しまして、活動期間が3年ありますので、マックス6人が活動し、2人が毎年卒業していくことを採用計画としております。予算書の表記としては6人としておりますけれども、現在は2人、そしてそのうち1人が3月31日に退任する予定でございます。新年度につきましては、予算額は4人分となっております。4人分の中で1人が今在籍しておりまして、残り3人を採用したいと考えているところです。
- 委員長 沢田広志君 山下克己委員。
- 山下克己委員 こちらでは6人になっているけれども、今いる人を除けば、あと4人採

用するという意味だったのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 こちらは、商工労働観光課としては毎年6名を基本として地域おこし協力隊を毎年2人ずつ採用していきたいという考えであります。ですから、マックス6人になるのが一番ベストなのですけれども、本年につきましては1人が来年度にかけて在籍しておりますので、残り3名を採用して4名としたい。再来年度2人採用して6名としていきたいと考えているところで6名という表記としているところです。

○委員長 沢田広志君 暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時28分

○委員長 沢田広志君 休憩中の会議を再開します。

商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 大変申し訳ございません。当課としましては、商工労働観光課の地域おこし協力隊につきましては6名を目指しているということでありまして、ただ現在1名ということになりますので、まず3名の採用を目指していく。そして、年度末にかけて採用ができるのであれば追加で2名を募集し、最終的に6名になればと考えているところです。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 それで、本年度もそうですけれども、オアシスリパブリックというところとSUBACOで勤務したりということで募集しているかと思うのですけれども、新年度マックスで6人という希望なのでしょうけれども、4人だとしたらどういう配分で考えているのかをお伺いします。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 現在の1人の地域おこし協力隊員につきましては、商店街振興ということでSUBACOに勤務しております。本年度、残り3名をまずということでございますけれども、そちらにつきましては1人は商店街振興ということで活動していただきたいと思っていますし、2人については地域ブランドのプロジェクトということで、一社オアリパの活動と連携をしながら、砂川市にある地域資源を、商品とかサービスを連携させる取組ですとか、砂川市をPRするために例えば域外で販売会に出店をしたりという取組をしていく予定としております。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 どちらの活動も非常に大切に、これから見て商工として力を入れているところだと思うのですけれども、オアシスリパブリックの活動については今も協力隊員がいないような形だと思うのですけれども、その辺りは活動に支障が出ていないのかとか、その辺をオアシスリパブリックの方たちとそういうような話合いの中でどうしたらいいと

いう話合いがされているのかというところをお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 地域おこし協力隊の業務といたしましては、先ほどご答弁申し上げたとおり、地域ブランドを定着させる事業ということで、砂川市の商品やサービスを前に出してPRをしていくですとかという活動を一般社団法人オアリパと連携をしてやらせていただいておりますので、一般社団法人オアリパの活動が今どうなっているのかというのは存じ上げていませんけれども、ただ、一般社団法人オアリパの活動と連携をしながら地域おこし協力隊を採用し、またそのように地域ブランドを広げていくということを学びながら地域おこし協力隊として将来の創業につなげていただきたいと思いますところですので。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 協力隊は、そこに配属ということではなく、市の職員として協力隊員としてそういう活動に協力していくということですのでよろしいかと思っておりますので、そうなる協力隊員がいない場合は、市も金銭的な支援はもうしないということを以前議会でしていたかと思うのですが、市としてもそういう後ろ盾になって協力していくという関係は続いているということですのでよろしいでしょうか。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 地域おこし協力隊が活動に取り組む中で、一般社団法人オアリパだけではなくて、商店街ですとか各種団体と連携をする上で、砂川市としてきちんとそこはつないでいくですとか、連携が取りやすいようにするということについては引き続き行っていきたいと考えています。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 協力隊員については分かりました。

次に、5目の駅前地区整備事業費についてお伺いします。206ページになりますけれども、こちらで報償費2万円というのは何の金額になりますでしょうか。

○委員長 沢田広志君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 報償費につきましては、駅前施設の愛称募集に係る報償費になりまして、駅前施設の正式名称については市で決めていく予定としておりますけれども、施設の愛称については公募によって決めていきたいと考えておりますので、その募集に係る優秀者への贈呈品の購入費用を見込んでいますところでございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 そのほか旅費、需用費、役務費とあるのですが、こちらは一般的な職員が使う一般管理費的な金額ということですのでよろしいでしょうか。

○委員長 沢田広志君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 管理に係る事務費でございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 そうなると、こちらの予算を見ると運営管理に関して今後何か必要な経費とか、話し合いの結果で必要になった経費とか、そういうものはどこにもないのかなと思うのですが、今協議会をつくっていろいろ運営管理について話し合っていると思うのですが、そういうところで何か必要な経費とかが出たときはどういう対応になるのかお伺いします。

○委員長 沢田広志君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 施設に係る備品等の経費ということでございます。

〔「それ次聞こうと思った」との声あり〕

オープンに際しまして施設に必要な備品類関係につきましては、今いろいろな団体さんの意見も聞きながら整理をしている段階でございますので、それが整理できた段階で予算を計上していきたいと考えているところでございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 これは7年4月に供用開始になると思うのですが、今この話し合いの結果をもって、それが決まり次第いろいろ補正していくということでもよろしいでしょうか。

○委員長 沢田広志君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 協議会の中でいろいろ設備関係、どういう設備が必要なのか、また電源等についてもどういう場所に必要なのかということも含めて今協議をしている段階ですので、それができ次第予算を上げて補正予算を計上していきたいと考えております。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 供用開始に向かって必要な備品だとか消耗品は、市で一応必要なものはそろえるという考えでもよろしいですね。

○委員長 沢田広志君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 施設に必要なものについては、市で準備する予定です。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 地域おこし協力隊のことでお伺いします。

人数のことは分かったのですが、今年度の令和6年度の地域おこし協力隊、商工の関係は非常に大事な人を集めなければいけないのではないかと考えています。それはなぜかというと、SUBACOにしても何にしても駅前地区の整備事業に確実に関わっていく人なのだろうと思うのです。そういう意味でいうと、この地域おこしをただのお店番と考えるなら別です。でも、やはりきちんと目的を持たせてあげないとまずいだろうと思っているのは、今残っている人は1人でしょう。この前新聞を見て、若い地域おこしで、なかなかしっかりしていて行動的だった人なのです。その人が1年たって辞めていくのです。これまでも地域おこしの人たちと私も結構話したりなんかしてきたので、商工で来る地域

おこしの人たちは残念ながらいついてくれない。いつもどうしてと聞くと、何をやってらいいか分からないのだというのと、自分たちがやろうとしていることをやらせてもらえないというのが共通した理由でした。

それで、どういうことで今年は、今のお話でいけばオアリパの関係だったり、S u B A C oの関係だったり、当然みんな新しい駅前の施設に関わる人たちのはずなのです。という意味では、スタートの大事なときに手伝ってもらおうべく、地域おこし協力隊となると思うのです。そう考えて今年募集しようとしているのかどうかというのを伺います。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 地域おこし協力隊についてでございますけれども、地域おこし協力隊は商店街、観光情報の発信、中心市街地の集客及び商店街の回遊を促し、まちなかにぎわいを創出することを目的としております。この目的に向かって商店街をしっかりPRしていただくですとか、また地域ブランドを通して商品を開発したり、また砂川市の商品を販売したりPRしていきたいということでの活動をお願いしております。先ほど定住につながっていないという話をいただきました。確かに3年の任期を満了した協力隊はこれまで11人いますけれども、当市に最終的に残った方は3名でありました。5名は残っていただいているのですけれども、2人の方は砂川市に定住したのですが、途中で地元に戻ったり都市部に戻ったりということなのですけれども、当課の協力隊につきましては全ての希望者が創業したいという思いを持って募集に応募していただいております。協力隊になった当初から明確に創業に対して目標を定めている方ですとか、またスキルを持っている方につきましては創業し定着していると思っておりますけれども、ただ創業したいと思ってもなかなか目標が明確に定まらなかったり、あと自分で今後どうしようかと考えながら活動したりということに取り組んでいる方については定着は非常に難しいと考えているところです。当然駅前が来年4月に開設ということになりますので、今までも、そして来年度につきましても駅前施設をイメージしながら地域おこし協力隊に活動していただきたい事業、そして地域おこし協力隊が創業を目指しながら活動したいと思っている事業を尊重して取組を支援していきたいと考えているところです。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 地域おこしは何人かいますけれども、総務部、移住、定住、それから先ほどの農政、すごく分かりやすいです。何をやろうかということが分かるから、残ってもくれているのだろうとも思うし、農業にも就いていこうとされているのだと思うのです。でも、商工の場合は本当に分かりづらいだろうと思うのです。一人一人の顔を思い浮かべられます。今17人と言っていましたけれども、3人のうち1人はこちらに実家があるから、お母さんの世話をしています。起業してくれたのはおむすび屋さんだけです。起業なんて簡単にできるわけではないのです。そのトライをするためにいろいろなことをさせてもらっていくとだんだん起業に結びついていく可能性があるのだけれども、それすらも

できないのです。だとしたら、どうやってこのまちに暮らせる手だてがあるのでしょうかということ。地域協力隊のときは家賃もただで、ここから出ます。でも、地域協力隊を抜けた瞬間に自分で家賃を払わなければならないのです。どうしてその前にいろいろな準備というのをさせてあげられないのだろうと思うのです。仮に今年、この6年度に採る人たちは、うまくいけば駅前施設の活性化につながってくれるような仕事をしてくれる人が来てくれたら最高だと思うのです。だけれども、地域おこしの何年間だけ給料をもらって、その後放り出されるのか。だったら、いい人がいたら、きちんとこの施設で雇えるぐらいの、そんなような目標を持たせてあげなかったら絶対いい人は来てくれないと思うのです。

地域おこしの中で評判なっているのです、この砂川。そこへ行ってもやりたいことをやれないみたいな、そんな感じがもう広がっているように思っています。だから、今回こうやって予算をつけているので、また募集をするのだと思うのですけれども、本当に地域おこしのためになるような目的をしっかりと立ててあげてほしいし、そのための募集をしてほしい。そうすることによって、駅前の施設もにぎやかになるかもしれないというぐらいの思いで地域おこしの募集をしてほしいと思うのですけれども、課長はどう思いますか。

○委員長 沢田広志君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 地域おこし協力隊の募集についてでございます。まず、地域おこし協力隊につきましては、商店やイベントのPR、地域ブランドの定着の取組を行っていただいて、商店や企業の事業主などとの交流を通して自らスキルを磨いていただいて任期满后の創業につなげていただきたいというのはこれまでも変わりません。本人の個性ですとかスキルを尊重して、目標が定まっている地域おこし協力隊につきましてはしっかりサポートしていきたいと思っておりますし、なかなか目標が定まらない地域おこし協力隊もいますので、そちらにつきましてはきちんとコミュニケーションを図りながら定期的に面談を行っておりますので、そちらについてはしっかり継続的にサポートしていきたいと思っておりますし、駅前につなげていくことが非常に重要な段階であると、そのように考えているところです。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、208ページ、第8款土木費、第1項土木管理費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、210ページ、第2項道路橋梁費について質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、213ページの除排雪に要する経費について伺います。

まず、昨年の予算から見ると金額が上がっているようなのですけれども、その要因について伺います。

○委員長 沢田広志君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 昨年度より上がっている要因としましては、主なものとしては人件費となっております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 除排雪の予算の金額についてなのですからけれども、砂川の規模でもうちょっと多くしてはという声があるのですけれども、この予算については雪の量によって補正していくという考えが根底にあるのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 昨今の天気の状態を見まして私どもの今予定しているのは、早朝の除雪と日常の排雪の部分だけを計上させていただいております。今後天候だとか、大雪になればまた排雪の回数だとかも変わってきますので、その際にはまた改めて補正等で対応させていただきたいと考えております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 今年、ほかの地域よりも私はきれいに除雪されているなと思っています。ただ、国道については、ほかの地域の方から見ると除雪が、流雪溝の関係だと思うのですけれども、そういったような声も聞かれています。今後も市民の方々が道路、先日も札幌へ行ってまいりましたが、物すごくがたがたで道路も狭くて、物すごく大変でした。そのような形で、この時期になってもきれいに除雪してあるように今後も努めていただきたいと思います。

続きまして、流雪溝についてなのですからけれども、流雪溝の配管等の工事があるようなのですけれども、この内訳について伺います。

○委員長 沢田広志君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 今回流雪溝の工事請負費を2本ほど計上させていただいております。内容としましては、流雪溝の配管修繕工事、これにつきましては北電内にあります送水管、それに接続している送水管の中の汚れを取るためにつないでいる管があるのですけれども、それが破損というか、肉厚が薄くなってきたものですから、今回それを交換するものでございます。もう一点、流雪溝吸い込み配管更新工事、これにつきましては、メインポンプを回すのにそこに送り込むもう一つ小さい風水ポンプというものがございます。風水ポンプに接続している給水、要は水を吸い込む配管が損傷していることから、それを交換する予定でございます。

以上でございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 分かりました。流雪溝については、今後の不安もあるのですけれども、市民の方々もすごく使い勝手がよい。自分の家で流雪溝を造ることなく過ごすことができるという面では、市外からの方もすごくいいことだと、いいねと言われたりもするのです。

そんな形で今後も使い勝手のよい、水を流してもですか、今後も流雪溝を維持していくように努めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、216ページ、第3項河川費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第4項都市計画費について質疑ありませんか。

辻勲委員の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時00分

○委員長 沢田広志君 休憩中の委員会を始めます。

辻勲委員。

○辻 勲委員 私は公園管理費について何点かお聞きしたいのですが、北光公園のまず艇庫裏のトイレ改修工事、屋根という説明をお聞きしたのですが、これについて屋根だけなのでしょうか、確認をお願いします。

○委員長 沢田広志君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 北光公園の艇庫裏のトイレですが、屋根の破損もそうなのですが、便器等も一部使えない状態になっておりますので、それについても使えるように直すという形になります。

○委員長 沢田広志君 辻勲委員。

○辻 勲委員 それから、北光公園だと思うのですが、水草の解除の関係がのっていないのですが、市長の執行方針にのっていましたけれども、ちょっと前を思い出して、北光公園の要するに池の草のことかなと思っているのですが、かなり大がかりな事業になるのではないかと考えているのですが、この点について内容をお聞きしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 公園の水草の関係ですが、これにつきましては公園の維持管理に要する経費の修繕料の中で計上させていただいております。

○委員長 沢田広志君 辻勲委員。

○辻 勲委員 それで、結構つるというか、ちょっと名前は忘れましたが、草のかなりややこしい内容だと思うのですが、内容についてお伺いします。

○委員長 沢田広志君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 今回の水草の処理ですが、今回につきましては大がかり

に行う予定でございます。船に特殊な機械をつけまして、要は水草を引っかけるような形で撤去していくと。それをまた堆積した上で産廃処理という形で、日数的にも結構要する作業になるかと思っております。

○委員長 沢田広志君 辻勲委員。

○辻 勲委員 それは、今お話があったようにボートのかいというのですか、こぐそれが引っかかるかという、そういった原因が主なのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 今回水草の関係ですが、1つは一番大きいのはBGの利用の際にボートをこぐ際に水草に絡むということがありまして、その範囲が年々水草によってボートをこぐ面積も減ってきているということがありまして、今回大がかりにですが、撤去するという作業となっております。

○委員長 沢田広志君 辻勲委員。

○辻 勲委員 もう一点、その下のオアシスパークですか、小型距離表示看板設置工事費ということですが、この内容についてお伺いします。

○委員長 沢田広志君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 オアシスパークの小型距離表示看板設置工事ですが、これにつきましては河川、国でオアシスパークの整備を行っております。以前は下の段でしたけれども、下の段につきましては要は周遊することができなかつたのですが、今回国の工事により下の段が周遊することができると、一周することができるということで、距離表示盤を8か所ほどつけさせていただきます。どんなイメージかといいますと、皆さんご存じと思うのですが、堤防の上にウォーキングするための距離表示があると思うのですが、あれと同じタイプを今度は下の段に、内回りと言うのですが、そちらに設置をする予定でございます。

○委員長 沢田広志君 辻勲委員。

○辻 勲委員 そうすると、今散歩している看板のほかに下ということなのですが、そのことによって利用する人にいいのかというか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 その発想は、もともとはかわまちづくりからの発想でございます。上を散歩する方も多いのですが、今度は下で水辺の周りを景色を見ながら歩くのはどうだという発想の下から、国でかわまちづくりという形で進めた内容です。ですので、同じように下の段を、今度は水辺が近くなりますので、また景色が違う中で散歩をしていただきたいというのが今回の趣旨になっております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、質問させていただきます。

219ページの公園の維持管理に要する経費の中の遊具修繕について伺います。どの場所のどんなものなのか。

○委員長 沢田広志君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 公園施設の長寿命化遊具の修繕工事に関してですが、一応5公園6遊具を交換する予定でおります。1つ目は日の出公園、こちらのコンビネーション遊具を修繕する予定でございます。次に、こぼと公園、こちらにつきましてはコンビネーション遊具とブランコ、これを修繕する予定です。次に新町公園、こちらはブランコ、豊栄公園、こちらもブランコ、西公園、こちらもブランコの修繕等を行う予定でございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 ただいまのお話によると、全てが修繕等で新しいものは一台もないという理解でよかったですでしょうか。

○委員長 沢田広志君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 今回の遊具に関しては、全て修繕という形になっております。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、220ページ、第5項住宅費について質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、221ページ、市営住宅の管理に要する経費の工事請負費がありますけれども、これの詳細な内容についてお伺いします。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 工事請負費の詳細な内容について順次説明いたします。

まず、宮川団地解体工事なのですが、宮川団地の用途廃止に係る空き住棟の解体を行うこととなります。それで、解体する住戸については2棟8戸、場所については西6条南11丁目1-7-10と簡平の1棟4戸と西1条南11丁目3-33の2階建ての1棟4戸となります。次に、宮川団地共用部階段改修工事及び寺町団地共用部階段、東町団地共用部階段改修工事、この東町団地、寺町団地、宮川中央団地は改良住宅に要する経費で同様の工事になりますので、一括してご説明いたします。東町団地共用部階段改修工事、寺町団地共用部階段改修工事、宮川中央団地共用部改修工事につきましては、砂川市公営住宅等長寿命化計画に基づき、階段共用部の手すりの設置工事及び階段歩行面にゴムチップタイル敷設工事を実施することにより安心、安全性を高めるような工事になります。次に、宮川中央団地非常用照明LED化改修工事についてでございますが、宮川中央団地の階段部分と玄関ポーチの部分の照明をLED化する工事となります。続きまして、南吉野団地集中給油システム更新工事についてですが、平成28年度に定期更新を行った公営住宅集中給油システムの耐用年数が経過したため、更新工事を行うものでございます。耐用年数は7年、8年目に更新をすることになっておりまして、今回南吉野団地の1号棟、2号棟

の更新工事をするものでございます。

以上でございます。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 宮川団地の解体工事について確認していきましても、まず2棟を解体することなのですか、これで最終になるのか、あそこにある残った団地、建物で最後になるのか、まだ残っているのかどうか、その辺確認したいと思います。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 今回令和5年度当初に3人がまだ入居していたのですが、今年度中にもう既に皆さん退去いたしましたので、令和6年度の今回の予算で解体が終わった時点で全て解体は終了いたします。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 更地になるのですけれども、そうしますとこれは今後土木の土地として何かに使っていくのか、それともその土地全部が土木の管理から外れるということで理解しているのか、その辺を確認したいと思います。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 今回の宮川団地の跡地につきましてはかなり広大な土地になりますので、一応団地用地としてまだ残りますので、建築住宅課、建設部が音頭を取りまして、庁内的にコンセンサスを得た上で今後の用途については検討したいと思います。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 検討していきましてもこれは来年度中から検討を開始していくということで、スケジュール的な部分をその辺確認したいと思います。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 令和6年度に解体をしまして、解体については雪の降る前までに解体が予定されていますので、1年間かけて検討しまして、なるべく早く。ただ、あくまでも用地が広いものなので、その部分についてはいつ結論が出るかというのは今は検討は避けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 次に、東町団地と寺町をまとめて聞くのですけれども、手すりの改修工事と聞こえたのですけれども、計画的に手すりの改修しているとは思いますが、この工事で完成するのか、まだ寺町、東町については手すりの改修が残るのかどうか、進捗率といますか、どのくらいの進捗で進んでるかどうかについて確認したいと思います。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 東町団地、寺町団地につきましては、東町団地4棟、寺町団地2棟、全て今回の工事によって改修を終了いたします。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 続きまして、次ページの改良住宅の管理に要する経費の工事請負費についても同様に詳細について伺っていきたいと思います。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 まず、宮川中央団地共用部階段改修工事につきましては、先ほどご説明したので、割愛いたしたいと思います。次に、北光団地屋根、外壁改善工事でございますが、砂川市公営住宅等長寿命化計画に基づき、屋根、外壁改善工事及び物置屋根の改修工事を行う予定でございます。屋根改善工事、屋根、外壁改善工事につきましては、北光団地西4条1号棟18戸を予定しております。続きまして、宮川中央団地物置改修工事につきましては、宮川中央団地の西3条9号棟と10号棟、2棟分の物置の屋根の改修工事を行います。続きまして、宮川中央団地灯油タンク改修工事につきましては、老朽化により破損等が見られる灯油タンクを屋根つきのものに交換するものでございます。事業の内訳としましては、宮川中央団地西7条5号棟、6号棟の2棟分の灯油タンクの改修を行います。

以上です。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 宮川中央団地の共用階段の部分、手すりの工事ということなのですが、現時点における来年度予算がなることによってどのくらいまでの進捗、まだ残りの部分もあったと思うのですが、その進捗の部分と、同じく物置、灯油タンクについてもまだ残り幾つか改修必要な部分があると思うのですが、現時点のこの予算の段階における進捗の状況についてお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 宮川中央団地共用部階段改修工事については、棟の数についてはまだ予算等についてはこれからの検討段階になるのですが、今年度と同様程度の改修については考えていきたいと考えております。宮川中央団地の共用部の階段改修工事につきましては、西7条の階段改修工事を令和5年度に終了いたしまして、今回西6条の一部について行います。来年以降は、西6条の残りの部分について順次行っていく予定でございます。続きまして、灯油タンクにつきましては、灯油タンクにつきましては、今回西7条5号棟、6号棟を実施するという事で、前年度までに西1条から西4条まで終了いたしております。今年度西7条5号棟、6号棟を行って、その後西6条から順次行っていく予定でございます。全体の進捗状況につきましては、正確に計算はしていないのですが、まだ西6条が開始されたばかりなので、宮川中央団地だけでいえば5分の1、その後北光団地の改修もありますので、まだ10分の1程度かなと私は考えております。宮川中央団地で戸数でございますか。

〔「進捗」との声あり〕

進捗状況ですが、大体5分の1ぐらいかなと思います。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 物置とタンクも改修すべき分が残っていると思うのですが、その分の進捗状況についても伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 物置の部分の進捗状況についてもご説明いたします。

物置につきましては、後年次、西6条11号棟から13号棟、やすらぎの家がまだ残っておりますので、来年度そういう部分が全て予算がつく、実施できるということであれば来年度には終了できるような見込みになっております。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 続きまして、225ページの特定空家等解体工事費について、略式代執行と伺っているのですけれども、その詳細な内容についてお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 今回の空き家の解体工事に該当する空き家につきましては、平成6年に発生した火災から現在まで空き家のまま放置されており、所有者が令和5年1月に逝去し、所有者不存在となった空知太東3条2丁目に所在している元小売店舗でございます。隣接する道路は市道東4号通りから黄金通りを抜けて滝川市や歌志内市、上砂川町へ抜ける道路のため、車通勤者などの利用により比較的交通量の多いところでございます。また、旧石山中や商業施設にも近く、旧石山中は現在砂川中学校へ通うスクールバスの停留所としているため、生徒が引き続き往来されており、倒壊した場合に周辺に甚大な被害が及ぶおそれがあるため、今後特定空家等へ認定し、略式代執行により除却を行うことと予定しております。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 今後特定空家に認定することなののですけれども、大体の位置は分かかって、多分間違いないと思うのですけれども、商店が幾つかあって、集合住宅の片側が燃えて崩れているところだと認識しているのですけれども、そうしますとその権利関係とかはどういう感じになっているのか分からないので、そこを略式代執行するとなると、つながった建物もありますけれども、この辺の権利関係の整理はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 隣家とは接続はしておりますが、壁で区切られておりまして、隣家と明確に分けて除却することになります。それで、権利関係についても明確に登記簿上分けておりますので、隣家と交ざるといふか、不明になるということはありません。明確に分けて除却することができます。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 1筆の土地に4戸並んでいるということではなくて、分筆されてそれぞ

れに建物が載っている、もしくは区分所有権になっているという、いろいろパターンがあると思うのですが、この辺のもう少し詳細なお話を伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 建物についても除却後の土地についてもきちんと分筆されておりますので、明確に分けて除却することは可能でございます。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、略式代執行、昨年の第3回定例会で議決したところなのですが、状況が違う部分が幾つかあると思うのですが、令和6年以降20年近く、20年以上ですか、放置されていたのを知っていますけれども、基本的にこうした部分の処理というのは、まず隣接している建物の方が民事的な処理を行うのが私は先なのかなと、この辺は若干国道沿いの昨年のスポーツ店の状況とは異なる状況なのかなと思うのですが、それと併せて、昨年の第3回定例会において略式代執行における手続の手順化について答弁がありまして、そのときは年度末ぐらいには手順をつくるというお話があったと思うのですが、内部手順に従ってこのような処理をしたのかの部分も含めて、もう少しその辺の処理の詳細を伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 まず、手順に沿って今回予算を計上させていただいたかということなのですが、内規を課内ということで基準を定めまして、それに基づいて今回特定空家等の手続に上げられるという形で上げさせていただきました。内規については基準については、例えば特定空家等の定義に基づいて国土交通省が定めているガイドラインに基づきまして、建物老朽化については100点以上の部分、建物については条件を満たす。かつ、周辺への影響ということで、隣接地や前面道路との空き家の距離が空き家の高さより短い、公共施設、商業施設等の不特定多数が利用する施設がある、雪害等により被害を隣接地や前面道路へ与えている、または与えるおそれがある、以上の3点から、1点の隣接地や前面道路との空き家の距離が空き家の高さより短いがまず絶対条件で、あと2、3のどちらかに該当したものを特定空家等と認定する手続を進めるように内規の基準を定めております。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 今ご説明されたのは特定空家の認定基準だったと思うのですが、私ちょっと聞き取れなかった部分もあるのですが、基本的には内部基準があって、それに当てはめて結論を出したのかという点と、もう一点は、平成6年に燃えて以降ずっととなっていて、隣地所有者の方はつながっているとはいえ分筆され、それぞれの個別の建物だと思うのですが、基本的にこの手の課題を処理するに当たってはまず最初の段階としては民事の扱いですよね。隣地の所有者が隣接している建物がこういう状況なので、何とかしてくれということから私は始まると思っているのです。その辺は、いきなり突然

略式代執行になりますという流れではないと思うのです。まず、そこまでのこれまでの経過というのが分からないと、いきなり何でもかんでも特定空家に認定したから略式代執行するという流れになるということではないと思うのです。それは、そもそも前回のスポーツ店の処理のスキームを見てもそうです。大体のパターンとしては、同じく公共の通路等に害を及ぼす、あるいは危険が身近に迫っているような案件であるとか、それは当然ですけども、今般の件についてはその辺きちんと当てはめがなっているのかという部分と、過去の経過の部分もそうです。民事間できちんとそれまでやり取りがあって、それさえも不可能な状況でこうなったのだという流れが見えないと、はい、分かりましたとはならないのです。この辺をもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 平成6年に発生した火事によって大きく資産価値が減少した、滅失したという建物でありまして、その後所有者が退去されて、空き家の状態が30年近く続いた。その間に私どもも、所有者が生きておりましたので、その部分については何回かというか五、六回、定期的に解体についての勧告をしてきたところでございます。隣の家につきましても、過去の部分なのであれなのですが、住んでいたときについては恐らく苦情等の部分については出ていたかと思うのですが、今現在は空き家となっておりますので、その部分についても民事で訴えるとか、そういう形には今現在はなっておりません。その中で、もう30年経過した上でいつ倒壊するかも分からない状態の中で、今回いろいろ勧告をしていました所有者が生活困窮者でありまして、資力も乏しいということでなかなか応じてくれなくて、30年近くたった部分でお亡くなりになったということで、その後当然子供さんとか兄弟の方もいらっしゃったのですが、相続放棄をされたということで、所有者不存在の土地になってしまった、建物になってしまったということで、今でも子供たちの通学路というか、スクールバスの停留所まで歩くところまで、ほぼ変わらないということもありますし、交通量もかなり通勤時も多いということでもありますので、今回市で略式代執行という形で解体の予算を組ませていただいたということになります。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、直接の契機としては、所有者がお亡くなりになって、相続放棄され、所在が不明になったのが直接の契機となったりということによって理解してよろしいでしょうか。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 もともと30年そのままだったので、だんだん経年劣化で傾いてきたり、予想以上に危険な状態で今まできていた部分がありましたので、そして今回所有者不存在になったということもありますが、あくまでも危険だということの部分で今回解体するという判断に至ったものでございます。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、私が思ったのは所有者が、前のスポーツ店の処理のスキームとしては相続人不存在というの私は大きかったと思うのです。権利者がもう放棄されて、誰も管理する人がいなくなったと、あとは担保物件しか残っていないという状況と、しかも土地は分筆されていて、それぞれに担保物件がついているというようなややこしい土地だったということもあって略式代執行に至ったということで、そのときに私は理解したのです。であれば、今回の件についてはなる前にそもそも行政代執行もできたと思うのです。要は生きている方に直接払わせるというスキームも私は取れたと思うのです。今となって、私は一応確認しましたがけれども、恐らくは権利者が放棄されて、もう誰もいないからこのスキームに至ったとは思っているのですけれども、そうしますと今のご説明で前段階において行政代執行で処理できた案件ではなかったのかなと私は聞こえてしまうのです。略式代執行を使わざるを得なくなったということまで至るまでにやるべきことはあったと私は聞こえたのです。この辺略式代執行にせざるを得なかったという、もう少し具体的な理由を示していただきたいと思うのです。

○委員長 沢田広志君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君 恐らく今回の当該物件は、皆さんイメージできるかと思います。4軒長屋の右端のところは正面から見ますとそうでもないのですけれども、裏側から見ますと非常に倒壊の危険性があるという部分で、ふだんは表側からしか見ないものですから、なかなか危険度という具合でぴんとこない部分もあると思うのですけれども、空き家に対する対策という部分ではここ近年いろいろ法制度が整備されてきておりまして、昨年来手がけております略式代執行という部分につきましても空き家の特措法という関係で最近になって整備された法令でございます。そして、今言われましたとおり、行政代執行という部分につきましてもこれまで法制度として整備されておりまして、往々にしてそういった制度が使われてきたのですけれども、今回の物件に関しましてはいろいろ経過がございます。そして、所有者はもちろんのこと、後に法定相続人となる関係者に様々な形で交渉を続けてきた経過がございます。その中で浮かび上がってきたのが所有者及び関係者において自らの行で撤去ということがもうほぼ不能であるという状況がクローズアップされてきた中で現在に至っているという状況が経過としてございます。

そういった中で、先ほど来課長からの説明がありましたとおり、近年当の所有者が亡くなられたと。そして、改めて確認したところ、やはり法定相続人は全て相続放棄しているということで、これまでの経過も踏まえましていよいよ打つ手がなくなった。さらに、先ほど言いましたとおり裏側から見ますとかなり倒壊の度合いが進んでいるという状況を加えまして、今の段階で除却しなければならないと。今現在今の状況に照らし合わせまして最も有効な手段というのが略式代執行であるというところで、手続論のことだけ考えますとおっしゃるとおり以前においてもどこかの段階で行政代執行という手続が取れたかもしれませんけれども、経過的にはそういう状況になかったということで現在に至って、略式

代執行を選択するに至ったという経過でございます。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 そうなると、あとはもう債権の回収しかないと思うのですが、スポーツ店については権利関係が複雑、担保物件者複数ということで回収はほぼ不可能ということだったので、今般の件についてはこの辺の見通しはどうなっているのか伺いたいと思います。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 今回につきましては、所有者不存在の土地であります、抵当権はついておりませんが、所有者不明土地建物管理制度を活用するにしても、裁判所に納める予納金を含めた費用回収のめどがつかない限り市では容易に申立てができないため、費用解消のめどがつきそうであれば制度の活用については検討していきたいと思っております。

○委員長 沢田広志君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、更地になったとしても、そこは権利者不存在の土地になって、そこはそれでおしまいという可能性が高いということで理解していいのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 中山智宏君 正直言いますと間口の部分が狭いところもありまして、土地の買手が見つからない限りは、予納金は申立人が積まなければならないということで、不用意に申立てをすると追加で予納金が発生するということもありますので、それについてははっきり買手が見つかるような部分になったら、こういう制度についても検討していきたいと考えております。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、228ページ、第9款消防費、第1項消防費について質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、消防費について伺います。

229ページの災害対策に要する経費の備品購入費について内訳について伺います。

○委員長 沢田広志君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 災害対策に要する経費の備品購入費でありますけれども、今回アルファ米800個、パン1,056個、保存水1,272本ですけれども、これはこれまで備蓄している分の賞味期限が到来するものについて更新するものであります。それと、今回は防寒対策、身体の負担を軽減するものということで段ボールベッド200個を購入するというので計上しております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 段ボールベッドについてなのですけれども、段ボールベッド等について

は仕切りとかが備付けになっている仕様のものなのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 段ボールベッドにつきましては組立て式になっておりまして、組み立てると大体シングルベッドサイズの大きさになるのですけれども、そこに周囲を囲うように間仕切りの段ボールが付属でついております。4枚ついておりますけれども、その高さが90センチあります。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 先ほどパン、保存水等お話がありましたけれども、何年ごとに買換えということなのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 購入している備蓄品につきましては5年保存のものを購入しておりますので、賞味期限5年ということでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 賞味期限切れが近くなったものについてはどのように取り扱っているのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 市長公室課長。

○市長公室課長 小島武史君 賞味期限の迫るものにつきましては、基本的には災害対策で避難所等で使うものでありますから、ぎりぎりまでは基本的には災害対策で取ってはありますけれども、そうはいつでも全部廃棄するというのもったいないことですので、なるべく活用するというので、市内イベント、防災フェスティバル等、防災に関する行事の中でお配りしたり、出前講座とか研修の中で配る等のこともしております。令和5年度につきましては備蓄品の見本ということで小学校に配布させていただきました。そのほか、それでもさばき切れないとかということであれば、NPOでフードロス、食品ロスですか、取り組んでる団体にも渡したこともあります。そのように活用させていただいております。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、230ページ、第10款教育費、第1項教育総務費について質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、教育総務費について伺います。

235ページの天使幼稚園運営補助金について、内訳について伺います。

○委員長 沢田広志君 暫時休憩。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時39分

○委員長 沢田広志君 休憩中の委員会を再開します。

学務課長。

○学務課長 早川浩司君 砂川天使幼稚園運営補助金ということでございますが、天使幼稚園においてもICTを進めておまして、市内小中学校、保育園に導入済みである保護者アプリコドモンを導入することで小学校入学時にシステムをそのまま利用できるということもございまして、それに係る費用について今回支援するものでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 内容についてはコドモンということで、保育所や学校でも利用しているかと思うのですが、その中で写真や行事、ふだんの写真や給食の写真、そういったことも、学校自体が始まったばかりなので、これから幼稚園が始まるわけなのですが、そういった指導とかもしていくのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 基本的には小中学校と同じ機能は有してはいるのですが、今回幼稚園については事務の職員の方々の負担軽減という部分を含めまして、職員の事務処理的な部分としてファイルの管理だとか、写真共有も含めた中で全体的なシステムということで計上、今回のコドモンの導入という形になってございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 幼稚園のことなのでそれほどなのかなとは思いますが、学校の使い方とはまた違う使い方をするということなののでしょうか。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 基本的には同じなのですが、小中学校については職員の通常業務の部分でシステムを使うというわけではなくて、保護者との連絡のやり取りだとか、バスの運行の管理だとか、そういった部分になりますので、内部業務の部分についてコドモンを活用というわけではございません。幼稚園については、そういった部分と内部業務の事務の管理の部分も含めまして今回のコドモンで活用していくということは聞いてございます。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 同じページなのですが、開校準備に要する経費で校歌制作業務委託料、この形見をお伺いします。

○委員長 沢田広志君 学校再編課長。

○学校再編課長 作田哲也君 校歌制作業務委託料につきましては、令和8年度開校予定の義務教育学校の新しい校歌をつくるに当たって専門家に依頼をするための委託料としての予算となっております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 新しい義務教育学校のずっと使う校歌だと思うのですが、専門家

に依頼というのはもう決まっている専門家なのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 学校再編課長。

○学校再編課長 作田哲也君 校歌の専門家に依頼という部分につきましては、小中学校の統合準備委員会の中で協議を重ねてきた結果、専門家に依頼をしてはどうかというご意見、そしてまた砂川にゆかりのある方がいいのではないかとということで今事務局内では検討中ということでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 砂川にゆかりがあつて専門家、これはもうどなたかというイメージがあつて決まっていて、そこに委託料を払うという予算なのかどうかお伺いします。

○委員長 沢田広志君 学校再編課長。

○学校再編課長 作田哲也君 まだ正式な部分はもちろん決定はしていないわけなのですが、統合準備委員会の中では具体的なお名前も出ている中で、そういった部分も含めて検討はさせていただきたいと思っております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私は、せっかくの義務教育学校で華々しくスタートしたいです。という意味からすると、ほかのまちではよくやることなのですけれども、全国的な公募でもして、いろいろな方々のイメージなり、何らかを集めるような仕組みにしたほうがいいのではないかと思います。そういう考え方というのはないのかどうか、もうほぼ決まっているという感じが今するのですけれども、もったいないなと思うのです。すごく話題性があつて、新しいぴかぴかの学校ができるのですから、もっと外に向けて発信できてもいいのではないかと私は思うのですけれども、そんなような考え方というのはないのでしょうかね。

○委員長 沢田広志君 学校再編課長。

○学校再編課長 作田哲也君 校歌の制作の委託につきましては、統合準備委員会の協議の中では市内の小中学校の子供たちの意見もふんだんに取り入れてはどうかというご意見をいただいております。例えば校歌に盛り込むフレーズですとか、思いですとか、そういったものを募集しながら校歌の中に織り込んでいくというご意見もいただいておりますので、そういった部分も含めながら検討はさせていただければと思います。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 分かるのです。だから、それをして全国公募をかければもっといいのではないですか。かなりいろいろな候補が私は上がってくると思います。その中から子供が選んだり、準備委員会の中からも選んで、選択肢がたくさんある中で、先ほども言ったようにずっと残る校歌ですよ。今でも私は小学校や中学校の校歌を覚えているぐらいですから、校歌というのは物すごく大事だと思うのです。そういう意味では、あらゆる機会を利用してもらって、より良い校歌というのをつくり上げるべきだと思うのですけれども、そんな考え方はないのですか。

○委員長 沢田広志君 学校再編課長。

○学校再編課長 作田哲也君 砂川にゆかりのという部分なのですけれども、そういった方に頼むことによって、実際校歌を歌うのは砂川の子供たちということになりますので、児童生徒にも親しみの持てる歌という部分では砂川をよく知っている方に頼むのがいいのではないかというご意見をいただいているところでありまして、その部分も含めて検討しているところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ゆかりのある方も応募してもらえばいいではないですか。何も今決める必要はないのではないのですか。その方にも応募してもらって、全国からも応募して、それでその中から一番いいのを選んだら全然問題ないではないですか。何でそんなにこだわっているの。

○委員長 沢田広志君 学校再編課長。

○学校再編課長 作田哲也君 例えば今回の校名ですけれども、これは公募によることとなっております。それについては、統合準備委員会で一定程度の協議を重ねながら選考基準を設けて選考していったという経過がございます。片や校歌になりますと、なかなか専門的な部分になります。どの曲がいい、悪い、選考基準等も含めてなかなか難しい部分があるかと思えます。ですので、実際には一定程度の条件を満たした方にこちらの意図を伝えてつくっていただくということでは検討しているところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 しつこいようだけれども、分からないです。全国、もしかしたらもっと広い範囲で応募があるかもしれないし、ないかもしれないけれども、やってみる価値はあると思うのです。それをやりもしないで、ゆかりのある、だからその方にも応募をしてもらって何も問題ないと思うのですけれども、教育長、せっかく義務教育学校を造るのだから、何かもっと話題性をつくってもいいように私は思うのですけれども、どうですか。

○委員長 沢田広志君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 それでは、私からお答えさせていただきたいと思いますが、この校歌については今ほど課長からご説明があったとおり、小中学校の統合準備委員会で恐らく何回か協議をされてきたと。ですから、今小黒委員が言われるような、せっかくの義務教育学校ですから、これを何とか北海道内、全国に、その校歌はこういう趣旨でという考え方は、それはそのとおりだと思います。ただ、これを実際に準備委員会で、恐らく最初の頃は予断を持たずにいろいろなこととお話をされてきたのだと思います。それを今課長が事務局的な考えでお答えをしていたのですが、実際は準備委員会で全ての校長が入り、それからPTAの代表も入り、そして有識者も入りながら今のような形に恐らく数回話し合われて持ってきたのだと思いますので、私も今現在課長が申されているような固有名詞というのは聞いておりませんので、ですから実際に方向性は恐らくそういうことなのだろう

うと思いますけれども、それを確実にこういう方向でいきますよと決める時期というのがまだこれからあるとは思いますが、そのときに今まで準備委員会で話してきていただいた部分が実際にそこで、公募というのがそこで検討されたのかどうかというのはあるのですが、ただその準備委員会の方々の思いが一つあって、それが少し今課長が答弁したような中身にまとまりかけてきているということだと思いますので、この時点で私の考えで準備委員会の積み重ねをこうしましょうということにはならないのですが、ただ趣旨的に、これから何十年というよりは、1校ですから特別何かがない限りは未来永劫この校歌を使うということではありますので、そういった趣旨を鑑みて、今いただいたご意見も踏まえて、小中学校の準備委員会の検討の中では一つまたご意見としてお話をさせていただきながら最終的に方向性を決めていただくということにさせていただきたいと思います。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、236ページ、第2項小学校費について質疑ありませんか。

高田浩子委員の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時00分

○委員長 沢田広志君 休憩中の委員会を始めます。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、小学校費について質問します。

まず、239ページの保健衛生費ではないかと思うわけなのですが、昨年度の一般質問で生理用品のトイレへの設置について質問させていただいたのですが、この中に生理用品は入っているのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 生理用品につきましては、委員さんおっしゃるとおり保健衛生に要する経費の中の消耗品費として計上させていただいてございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 消耗品費の内訳について伺います。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 消耗品費の内訳についてでございますが、今お話をした生理用品のほかに、フッ化物洗口に関わる用品が含まれてございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 生理用品については、どれぐらい購入して、それは保健室だけではなくトイレにも設置するのか、その分についても購入しているのかについて伺います。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 生理用品の数量ということでございますが、金額で申しますと約2万円程度を今のところ考えてございます。個数については、単価等がございますので、今後状況を勘案してこの金額内でまずは準備はしたいと考えてございます。

[何事か呼ぶ者あり]

すみません、設置場所についてなのですけれども、市内の全小学校の女子トイレに配置を今考えてございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 そうしたら、内容的にはどのように置くかとか、そういったことはまだこれからですか。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 現在砂川小学校と砂川中学校でモデル的に試験的に今年度行いまして、その状況を踏まえて各学校の養護教諭等を含めて今後調整を図ってまいりたいとは考えてございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 お話の中で試験的にまず行って、そして次の年にどのように置くのか考えているということで、子供たち、保護者さんたちもすぐ使えるときに使えるという形で喜ばれることだと思います。

続きまして、要保護、準要保護児童に要する経費、この部分が、こちらも一般質問でさせていただいた就学援助のことではないかと思うわけなのですけれども、詳細について伺います。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 要保護、準要保護に要する経費ということでございますが、委員さんおっしゃるとおり就学援助に関わる費用となっております。内容といたしましては、就学援助に関わる医療費、それから学用品費に係る扶助ということになってございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 学用品の扶助についてなのですけれども、今年度追加した部分というのはあるのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 学用品費等扶助の中でございますが、今般の物価高騰も勘案しながら検討したところ、小学校費につきましては卒業アルバム代を今回追加させていただいてございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 一般質問でもさせていただきましたが、一つでも拡充するというところにすぐに踏み切ったというところは保護者の方々も喜ばれると思います。補正で質問をさせ

ていただいたのですけれども、同じ項目で補正のときには給食費扶助というのがあったかと思うのですけれども、この点について伺います。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 給食扶助の分ということでございますが、就学援助を受けている方については給食扶助費については今まで代理人である学校長が委任払いで、その後毎月学校長が給食センターの会計に振込をしていたという経過がございます。新年度、6年度からにつきましては、学校事務の軽減と事務の効率化を図る観点からも就学援助を受けている保護者についても給食の無償化補助金の対象としたため、今回就学援助の給食扶助に関わる予算は計上していないということになってございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 確認なのですけれども、現在までは前年度までは給食費扶助というところで就学援助で給食費を扶助していたけれども、給食費が無償化になったことによって事務効率も含めて考えて検討したことによって、この項目は外すことになったということによってよかったのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 削除になったというか、給食費の負担は就学援助を受けている方も一般の方も変わらず無償化ということになりますので、お財布は同じなので、出どころが変わったと捉えていただければよいかと思えます。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、242ページ、第3項中学校費について質疑ありませんか。

山下克己委員。

○山下克己委員 247ページの部活動の地域移行に要する経費ですけれども、部活動指導員謝礼8万1,000円というのはどのような基準で出されているのかお伺いします。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 部活動指導員謝礼ということでございますが、今年度国の実証事業を行うということで国で補助の申請をしております。その中で部活動の指導員という謝礼部分につきましても含まれていまして、内容といたしましては現在指導をしている教師の手当も含めまして、新たに指導をしていただける方の謝礼という形で現在考えてございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 教師の手当も含むとお聞きしたのですけれども、地域移行ということですから、教師も含んでこちらの謝礼というのは支払われるということによろしいでしょうか。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 今年度から部活動の地域移行については協議体をつくって検討を進めるということになっているのですけれども、現段階では教師という部分についても決まってはございません。教員については兼職という方法もございますが、それは今後協議体の中で、指導員がどうしても見つからない場合だとか、そういったことも含めて協議体の中で検討した中で、兼職となった場合についてはそういう費用もあるのではないかとこの部分もございますので、基本的には指導員という立場に立った中の謝礼ということで考えてございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 すみません、教師であっても部活の担当とかではない形で参加するというところでよろしいのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 そこも含めて今後協議体で検討にはなるのですけれども、基本的にはやっていただける方という部分にはなります。ただ、現状部活動を指導している先生が引き続き行いたいという方がいらっしゃるのであれば、そこは協議の中で進めていただける方がいらっしゃるのであればそういう方も今後進められるのかと思いますけれども、指導してなくて、部活動を今後指導していきたいという方についても、それは協議体の中でそういう方についても指導が可能かどうかという判断も含めて検討はしていきたいと考えてございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 それで、単価というか、1回当たり幾らとか、そのようなことで謝礼というのは支払われるのかお伺いいたします。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 単価についても実は協議体の中で検討するべき部分ではございますが、国の実証事業ということを先ほどちょっと申し上げたのですけれども、そこである程度の金額というのが出ていましたので、それに準じた形で今回予算計上させていただいてまして、時給ということになりまして、時給が900円という形で、1日、部活動を3時間程度ということで計算をさせていただいて……

[何事か呼ぶ者あり]

1時間900円で、部活動の活動自体の時間が1日当たり3時間程度ということで計算はさせていただいてございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 この8万1,000円という金額は、2,700円を全ての活動に該当させていったらこの金額で足りるという金額ではないですよ、違いますね。どの辺がその線分けになるのか。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 まず、新年度に入ってから協議体を立ち上げて、どういう形で進めていくのかということ協議していきますので、すぐに部活動の移行というのが難しいとは考えています。できるものから移行をしていくとは考えてございますので、そこから逆算して計算をさせていただいたのですけれども、実証事業として5か月間程度です。5か月間程度で、1日当たり先ほど申し上げた3時間で、1時間当たり900円で、その部活というのが休日の地域移行ということになってございますので、月に2回程度、部活の数というのが10部活あるのですけれども、全てがすぐに移行できるというわけではございませんので、3部活程度を想定した中で考えてございまして、今お話をした部分をトータルしますと8万1,000円となる形でございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 この移行に関することは令和5年から7年で段階的にということですので、計画的に進めていただければと思います。

終わります。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、中学校費について質問したいと思います。

小学校費と一緒にのですけれども、生理用品のトイレ設置について、保健衛生に要する経費、245ページです。その中の先ほどの話によると消耗品費ということで伺いましたけれども、中学校についてはどれぐらい用意するような見積りになっているのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 中学校につきましても、金額で申し訳ないのですが、4万円程度で今生理用品の部分は考えてございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 やはり小学校よりも中学校は使用頻度が高いということで、多い見積りなのかと思いました。

続きまして、要保護、準要保護生徒に要する経費というところで学用品等扶助についてなのですけれども、こちらについても今年度新しい項目というのはあるのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 先ほど小学校費でご説明いたしましたアルバム代、そのほかに生徒会費の部分を今回計上させていただいております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、小学校についてはアルバム代だけ、そして中学校についてはアルバム代と生徒会費ということで2項目増えたということによかったのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 学務課長。

○学務課長 早川浩司君 委員さんのおっしゃるとおり、小学校については1項目、中学校については2項目を追加したということでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 小学校で1項目追加して、中学校については検討したからこそもう一項目増えたのかなと思いますので、今後も保護者の方と子供たちのために取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、246ページ、第4項社会教育費について質疑ありませんか。

山下克己委員。

○山下克己委員 251ページの成人教育に要する経費に恐らく入っていると思うのですが、成人式に係る金額というのはどのぐらいの経費を見ているのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 社会教育課長。

○社会教育課長 谷口昭博君 成人教育に要する経費のはたちの集いに要する経費の部分と思いますが、一応報償費の中に記念品を用意してございまして、1,000円掛ける135人分で13万5,000円ほど用意しているのと、はたちの集いを運営していく世話人というものを組織してございまして、その世話人会の茶菓子代として5,000円ほど計上しているところでございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 ここ数年、新型コロナの影響で飲食とかができなかつたと思うのですが、以前は飲食費、そういうお金を持っていたと、食糧費で取っていたかと思うのですが、そういうのも落ち着いてきて、その集いをやるためには多分実行委員会組織で進めるとは思うのですが、そういうところで昔のようにいろいろなことをやりたいといったときに柔軟に対応いただけるような体制は可能なのかというあたりをお聞きしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 社会教育課長。

○社会教育課長 谷口昭博君 以前はスイートロードの部分もございまして、お菓子を食べるような、試食するような機会を設けつつ実施した部分もございまして、その部分につきましても運営委員会の世話人の中で協議しまして、例えば記念品代の中でそれに見合うものをしていくというような部分も、協議の中で決まっていく部分ではございまして、想定としては考えられることではございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 二十歳の方が集まって、ふるさとに戻ってきて、将来定住につながったりということもあるでしょうし、思い出に残る式典にしてほしいと思いますので、ぜひそういう意見があった場合は意見を聞いて、いろいろ検討いただければと思います。

以上です。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私は、249ページの生涯学習推進アドバイザー報酬でお伺いをします。市のホームページを見てびっくりしたのですけれども、この役職、会計年度任用職員の募集の中に載っていたのですけれども、見つかったのですか。

○委員長 沢田広志君 社会教育課長。

○社会教育課長 谷口昭博君 生涯学習推進アドバイザーですが、現在募集中でございますが、残念ながらまだ応募はないところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この職は、とても大事な仕事だと思うのです。ただ、今までは大体市内の校長先生を終えられたとしても経験豊かな方が就いていた職です。その職を一般募集、しかも会計年度任用職員という形で募集をしなければならないというのは、これからの砂川の生涯学習、社会教育に関わってしまうぐらいな私は驚きを感じているのです。こういう大事な仕事は、きちんと前から目星をつけて、今までそうだったのです。校長先生がもう大体終わるなという頃になったら、きちんとお声をかけて、直前もそうでしたよね。そして、ぜひ砂川に残っていただきながら今までの経験を生かしてやってほしいという仕事だと思います。どうするのですか、これから。今のところ見つかっていないで、一般募集するような職ではないです。でも、これが今の正直言って情けない砂川の現状かと思うのですけれども、先生方にとってこの砂川がそこまで愛着もない砂川になっているかという、大げさに言ったらそれぐらいだと私は正直思っています。誰がこれからこの方を探していくのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 社会教育課長。

○社会教育課長 谷口昭博君 生涯学習推進アドバイザーにつきましては、これまでも公募での募集はかけたところでございます。あわせて、小中学校の校長先生を退職なされた方々にも照会することもありましたけれども、これまでも公募については実施してきたというところではございまして、今回特別に募集をかけたというところではございません。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そういう問題ではないのです。これからどうするのですか。もし来られなかったら、これはやめということなのでしょうか。今この時期になってきて、誰でもいいのだったらいいのです。でも、そういうものではないでしょうと私は言っていて、どうするのですか、まだ見つかりもしないで。

○委員長 沢田広志君 社会教育課長。

○社会教育課長 谷口昭博君 今後どうしていくかということでございますけれども、まだ募集期間でございますので、最大限採用に向けて働きかけはしていきたいと思っておりますし、今後も大事な職種ではありますので、様々なルートを通じて人材の確保を図ってまいりたいと考えてございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 課長、もう答弁いいよ。課長が探す職ではないのです、本当は。次長、どうするのですか、このまま。これは、課長が苦勞して動き回るものではない、役としては。お答えください。

○委員長 沢田広志君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 ただいま小黒委員がおっしゃるとおり、生涯学習推進アドバイザーは本当に重要な役割を担っていると思います。実はこれまでも公募というか、募集はかける中でもお声かけをしながら、また市内、市外も、やはり大事な職ですから、いろいろ情報収集しながらしてまいりましたけれども、現段階ではなかなか有力な方はいらっしゃいませんが、大切な役割を担っておりますので、今後とも引き続き探して、何とか就いていただける方を任用していくように考えております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 新年度までに見つからなかったらどうしますか。

○委員長 沢田広志君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 現段階では新年度ということにはならないと思いますけれども、先ほどの繰り返しになって申し訳ありませんけれども、これは引き続きそういう人材を探して、担っていただける方を任用していきたいと思っております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 だから、新年度までにもし見つからなかったらどうするのですか。

○委員長 沢田広志君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 新年度までに見つからない場合であっても、やはり社会教育事業、生涯学習事業というのは続けていかなければならないものでありますので、これまでの経験者とか、いろいろなお知恵を、教育委員会の職員一丸となってこの事業についてはカバーしていくような形を取っていきたいとは思いますが、繰り返しになりますけれども、このアドバイザーにつきましては何か探すような努力はし続けていきたいと考えております。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、256ページ、第5項保健体育費について質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、保健体育費について質問したいと思います。

259ページの地域おこし協力隊についてなのですが、3人となっておりますが、その内訳について詳細について伺います。

○委員長 沢田広志君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 江末孝之君 スポーツ振興課の地域おこし協力隊員の人数は前年度

と同数の3人ではありますが、協力隊員の任期が最大で3年間であることから、任期満了等により退任する予定の方もいらっしゃるため、6年度は2の方が新たな協力隊員になります。協力隊員の主な業務は、総合体育館内にあるトレーニングルームでのトレーニング機器を使った指導やトレーニングプログラムの作成であります。各種運動に関する教室等も実施しているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、募集について1名募集ということなののでしょうか、募集について伺います。

○委員長 沢田広志君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 江末孝之君 地域おこし協力隊員の3人のうち2の方が3月末と4月末で退任する予定であることから、新たに2の方を4月1日及び5月1日に任用する予定でございます。募集につきましては既に終了しておりまして、市ホームページへの掲載やスポーツ関係資格を取得することが可能な各種学校へ周知を行い、採用する予定の2の方については決めております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 対象の方は決まっているということで分かりました。先ほどからのお話にもあるように、スポーツ関係資格を取得することが可能な学校へ周知を行ったり、募集したりということですので、採用された方は資格のある方ということではよかったのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 江末孝之君 スポーツ振興課の地域おこし協力隊員の募集対象となる方につきましては、トレーナー等のスポーツ関係の資格のある方を対象としております。採用予定の2の方につきましても、対象や目的に応じて運動プログラムを作成、指導するためのトレーニング指導者の資格を持っている方でございます。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、264ページ、第6項給食センター費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、266ページ、第11款公債費、第1項公債費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、268ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第2項特別会計繰出金について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、270ページ、第3項開発公社費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、272ページ、第13款職員費、第1項職員費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、274ページ、第14款予備費、第1項予備費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、9ページ、第2表、継続費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、10ページ、第3表、債務負担行為について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、11ページ、第4表、地方債について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。16ページから106ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、291ページ、議案第8号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、353ページ、議案第9号 令和6年度砂川市介護保険特別会計予算の審査に

入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

山下克己委員。

○山下克己委員 384ページ、5ページになりますけれども、趣旨普及費の中で趣旨普及に要する経費、パンフレット購入になっておりますけれども、これはどのような内容のものをどこから購入するのかお伺いたします。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 パンフレット購入費ですが、これは介護保険の説明をするための小さいパンフレットを作成して、それを封筒に入れて普及していくと、内容についてご説明するパンフレットになります。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 今ほど作成すると言っていたのですけれども、パンフレットを購入するわけではなく自前で作成するということでしょうか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 購入するといいますか、自前で作成するわけではなくて、印刷をお願いして、内容については砂川市の内容についてパンフレットを購入するという形になります。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 何かあるものに砂川の名前を入れるとか、そういう意味合いだったのでしょうか、今のは。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 定型部分はあるのですけれども、1,000冊購入する予定ではございますが、介護保険のしおりという形でA6判のしおりになります。砂川市版で作って、これを75円掛ける1,000円掛ける消費税分で見いております。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 配布ということだと思うのですけれども、どのような場所で活用していくのかというあたりをもうちょっと具体的にあれば教えていただければと思います。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 A6判とってこのぐらいの小さいサイズになりますので、これにつきましては封筒に入れて、介護保険のお知らせ等に入れて各家庭に封筒に入れてお知らせするという形のパンフレットになります。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 こちらは今年ちょっと予算が増額しているということなのですが、去年はたしか8万円の購入費となっていたのですが、何か制度が変わったとか、新たに教えたいことがあるとか、お知らせしたいことがあるということで今回増刷というか、金額

が増えているのかお伺いします。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 委員さんおっしゃるとおりでございます、3年に1度の改正がございますので、今回については段階も変わりますので、そのようなものも含めまして改めてお知らせするために作成するものでございます。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 今の件については分かりました。

次に、保険給付費、386ページ以降になるのですけれども、今議会の行政報告で保険給付状況、前年比で居宅介護が増額になっていたと思いますけれども、今回の予算では給付費がいろいろ減額という形になっているのですけれども、この辺の理由というのは何かございますでしょうか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 居宅介護サービス給付費の減額だと思われませんが、毎年毎年の状況を見ながら考えてはおります。今回につきましては、特に大きな要因としましては短期入所生活介護が1,660万8,000円減、それから通所介護が1,408万7,000円の減、訪問介護が1,051万円の減となったところが大きな要因でございますが、年度ごとの動向を見ながら次の年を考えていくという形ではございますが、毎月の国保連からの情報もございますので、その都度毎月の増減を確認しながら、予定と予算とどのような形で推移していくのかを注視しながら運営はしていきたいと考えております。

○委員長 沢田広志君 山下克己委員。

○山下克己委員 先ほど私も行政報告、前年比で増額になっていたのですけれども、これは5年3月から11月だったので、恐らく年度を通して判断したら今年度の給付費については減額という形になったのかなと思うのですけれども、それで正しいでしょうか。

○委員長 沢田広志君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 給付費の減額につきましては、年度ごとの予算の対比という形になっておまして、令和5年度よりは令和6年度は居宅サービスにつきましては減額になるという見込みを持っております。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、417ページ、議案第10号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 令和6年度砂川市下水道事業会計予算の審査に入ります。

収入支出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 令和6年度砂川市病院事業会計予算の審査に入ります。

収入支出一括して質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、質問したいと思います。

この予算書の中の災害備蓄品について、どの辺りにどういう形で載っているのか、内容について伺います。

○委員長 沢田広志君 暫時休憩。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時43分

○委員長 沢田広志君 休憩中の委員会を始めます。

管理課長。

○管理課長 為国泰朗君 災害用の備蓄品についてでございますけれども、当院は災害用備蓄品といたしまして保存水と非常用ビスケットを備蓄してございます。予算書で申し上げますと15ページになります。6節消耗品費の消耗品の中にごございます。内訳といたしましては、保存水、保存年限5年になりますけれども、2,016本、金額で申し上げますと19万2,000円、それから非常用ビスケット、保存年限は5年となりまして、1,000個、金額で申し上げますと40万3,000円、合計59万5,000円を予算計上しております。また、そのほかに入院患者用といたしまして、非常食としてひもを引くだけで調理される牛丼とか卵丼、カレーライス等がございますが、そのほかにソフトパン、それから備蓄用ミルクがございますけれども、令和6年度におきましては保存年限によりまして購入予定はございませんので、予算計上はしておりません。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 先ほど説明の中に保存年数が5年ということでありましたけれども、賞味期限が近づいた場合はどのようにしていますか。

○委員長 沢田広志君 管理課長。

○管理課長 為国泰朗君 保存年限が近づいたときの対応でございますけれども、保存食につきましては、現在コロナ禍でございますので病院祭はなかなか開催することができませんけれども、病院祭で来院されてくる方にお配りしていた経過もございまして、栄養管理室において調理の際に使用していたということもございまして、また、1月に発生した能登半島地震等にDMATで派遣しておりますけれども、隊員の活動食ということでも持参してございます。また、入院患者用の非常食につきましては、患者給食用としてメニューに組み込んで提供しております。そのような対応をしておりますので、捨てることなく有効活用しているところでございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 今お話もあったように、今回地震で病院も多数被害を受けているので、調査して今後に活かしてほしいと思います。

続きまして、最後の52ページにあります内視鏡手術支援ロボットについて詳細を伺います。

○委員長 沢田広志君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 渋谷和彦君 内視鏡の手術支援ロボットを令和6年度の予算に計上させていただいております。通常の内視鏡下の手術については、手術室において患者さんのそばに執刀医、術者が立ったまま内視鏡下の鉗子、それからスコープを使って手術するというのが現状の手術の仕方でした。この内視鏡手術支援ロボットというのは少し違っていて、患者さんから少し離れた位置に、飛行機でいうコックピットみたいなところの操作ボックスといったところに術者、医者が入りまして、ロボットアームを使いながら患者の

手術をするといった形になります。このロボットアームの先には内視鏡の鉗子、それからスコープがついておりまして、その鉗子については通常の人間の手首の可動域以上に可動域があるですとか、回転も可動域以上にするといったことで、今までなかなかできなかった手術が可能になるといったことになります。また、このスコープについては、3Dの高輝度の画像を見ながら医者が手術するといったことになります。また、ロボットアームには手ぶれ防止機能がついておりまして、患者さんの細かな神経を傷つけないような手術も可能になるといったことになります。また、医師が今まで立って長時間手術していたものが今度コックピットに座ったままで手術をしますので、医師の負担軽減といったことも図れるといったシステムになってございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 大まかなことは分かりました。それで、対象診療科についてはどのような形になっていますか。

○委員長 沢田広志君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 渋谷和彦君 対象の診療科につきましては、消化器外科、泌尿器科、産婦人科を予定しております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 このロボットを購入して、それで手術するということなのですから手術する先生たちのトレーニングについてはどのような形になりますか。

○委員長 沢田広志君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 渋谷和彦君 この手術支援ロボットを操作するには資格認定といったものが必要になります。トレーニングにつきましても、オンラインのトレーニング、専門のトレーニングセンターでのトレーニング、それから既にもうこのロボット手術を導入している病院の症例見学、また当院においても指導医を招いた中での手術経験、そういったものが全て終わった後に認定が取れるといったことになりますので、そういったトレーニングが今後必要になるかと考えております。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 先ほど免許が必要というお話でしたけれども、今現在免許を持っている先生はいるのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 渋谷和彦君 認定資格を持っている医師は今のところいないのですが、ベーシックな基本トレーニングを済んでいる医者が今1名おります。その医師につきましては、ほかの医師に比べて早くに認定が取れると考えてございますので、その先生を中心に進めていくことになるかと思えます。また、新年度に入りましてすぐに高野医師につきましてもこのトレーニングセンターでトレーニングをするといったことも予算の中には計上させていただいておりますので、順次準備を進めていくと考えてございます。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 対象の疾患については、主なものはあるのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 医事課長。

○医事課長 倉島久徳君 ロボット支援手術の対象疾患といたしましては、各種がん疾患が対象となっております。前立腺がん、腎がん、胃がん、食道がん、膀胱がん、直腸がん、肺がん、子宮体がんなどが対象となっております。がん疾患以外では、心臓の弁膜症及び縦隔、胸の良性腫瘍が対象となっているところです。

○委員長 沢田広志君 高田浩子委員。

○高田浩子委員 先ほどのお話によりますと今先生が1名というお話でしたけれども、購入してすぐに手術ができる状態なのか、もうしばらく勉強しないとできない状態なのかについて伺います。

○委員長 沢田広志君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 渋谷和彦君 予算を可決していただいた後にこの手術支援ロボットの機種を選定していきます。4月に入ってから入札を終えて発注という形になりますが、この手術支援ロボットに付随して専門の洗浄機を用意するといったこともございます。これも4月に入ったら入札をかける予定でありますが、この洗浄機については全てヨーロッパ製といったことで、早くても3か月から6か月ぐらい納品にかかるといったことで聞いております。それから逆算しますと、恐らく秋口にならないと初症例といったものがないのではないかなとは考えておりますけれども、早ければ3か月といったことになりますので、それに向けて逆算をしながら、メーカーが決まった後はトレーニングの日程も含めて早期に準備できるような体制を整えていきたいとは思っています。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ここで委員長より申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。議事の進行上、本日の審査時間を審査が全て終了するまで延長します。

審査を続けます。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何で延長までして、あしたがあるのには思いつつなのですけれども、急いでいるようなので、私も1点に絞ろうと思います。15ページなのですけれども、管理業務のところなのです。16節委託料なのですけれども、令和5年、昨年と比べると4,300万ほど管理業務の委託料が増えているのですけれども、この辺の要因をお伺いします。

○委員長 沢田広志君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 渋谷和彦君 令和5年度の当初と比較しまして約4,300万円ほど増加しております。要因としましては、最低賃金が上昇したことでの人件費の見直しに

よる委託料の増加といったものが非常に多くなってございます。また、新たな業務としては、一部SPD業務の見直しによる増がまず約270万円ほどございます。それから、新年度に入りまして当院のホームページを刷新しようといったことで、こちらの業務委託料が約840万ほど増加と、その辺が大きく要因となっております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私のところ、市内の業者さんたちから困ったというお話を聞いています。この管理委託で今お話しになっていたSPDの関係なのですけれども、二百何十万というお話だったのですけれども、もうちょっと詳しく、どちらに委託をして、どのぐらいの業務があって、業者さんはどのぐらいなのかをお伺いします。

○委員長 沢田広志君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 渋谷和彦君 SPDの業務につきましては、今年度プロポーザルを行いまして業者の決定をしております。その中で270万円ほど増加となったところですが、この増加分につきましては、一括購買方式といったことを今回新たに導入しました。病院につきましてはたくさんの事業者さんから請求書が集まるといったことで、非常に事務的に煩雑、また支出伝票といいますか、帳票類の多さといったことがありまして、今度それを一括購買といったことにしたのですが、それはSPDの業者が各業者から請求書を集めて、そのSPD業者から病院に対して請求を起こすといったシステムに変更したため、今回270万円ほどの増加となったところでございます。

〔「影響を受けている業者さんの数」との声あり〕

影響を受けている業者の数というのは手元には細かくはないのですけれども、業者さんには支払い期日の関係で今の現行とは少し違った形にはなると思います。病院としてはSPD業者に払う期日については変わらないのですけれども、SPD業者から各事業者に対する支払いの期日が少し違うといったことでお話は聞いています。ただ、これは全て、まずはその事業者さんからお話を聞くことにしています。SPD業者もそれになるべく対応するといったことで話は聞いております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私に寄せられているのは、まず支払いの関係です。今おっしゃっていたとおり変更があるようなのです。これまでは1か月ぐらいで入金されていたものが今後は90日後にというお知らせがあったと。90日待たされた後でそのお金が入ってくるという事は苦しいと、何でこんなことが急に今年から起こるのだろうと。しかも、メール一本来ただけだという話が寄せられています。私も、これは大変過ぎるのではないかと思います。しかも、印象的に悪いのは、病院は90日支払うまで苦しいという印象です。150億の病院だもの、そんな話ではないだろうとは思いますが、何でこんなに今まで普通にやっていた業者さんたちを困らせるようなことを急にやるのですか。

○委員長 沢田広志君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 渋谷和彦君 まず、メール一本ということになりますけれども、そのメールの中には随時相談には応じるといった文言も入っています。それから、病院が支払うのは今の通常と変わらないのです。ただ、SPD業者さんの会社自体の支払いのサイクルが90日といったことになっていますので、私たちからすると支払いは変わらない。SPD業者から事業者に支払う期日が90日になっています。このSPD業者も事業者さんとは随時相談をしましょうねといったことになっていますので、その支払い期日が90日だと厳しいといったことのお話も聞かせてもらうといったことは行っていますので、それがどうしても90日は厳しいということであれば、そこをちょっと見直すと、そういったことも十分考えてございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それは、民間に責任を負わせているだけですよね。だって、今までは直接病院とやり取りしていた業者さんたちもいるし、もちろんSPD業者さんともやり取りしている人もいたのだろうと思うのです。だけれども、病院と直でやっていたところもほくやくさんに全部一括でやるようにしていて、そこがこれからは90日ですと、こうなっているわけでしょう。業者いじめでしょう。ほくやくさんには二百何十万の委託料を払って、ほくやくさんはいい。でも、地元の業者さんを泣かせることになるのですよ、これ。砂川市立病院は公立の病院ではないですか。この話が出てきたから、ちょっと調べてみたのですけれども、例えば自治体なんかは契約のあるものと、それから契約のないものとで支払いのことが決められています。これは法律があるやにも思うのですけれども、つまり契約のない例えば1万円以下の随意契約の場合は翌日に払わなければならないとか、契約があったとしても30日後には払わなければならない。法律でいくと、これは国の場合なのですけれども、自治体もこれに準じているということからすると、政府契約の支払遅延防止等に関する法律というのがあって、今言ったようなことが決められていると。これは、当院は全適になっているにしても、公立病院なので、こういうものに先ほどの話は抵触しないものなのではないでしょうか。

○委員長 沢田広志君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 渋谷和彦君 病院が契約する業者さんは、SPD業者さんなのです。SPD業者さんと契約になるのです。病院の物は、全てSPD業者さんからの購入になるのです。ですから、私たちはきちんと今の契約根拠にのっとった支払いをSPD業者さんにはするのです。ただ、SPD業者さんが各事業者から物を買って病院に売るといったことになりますので、またSPD業者さんから事業者への支払い期日が今回90日になってございますので、病院としては契約根拠に抵触したことをやっているわけではないといったことになります。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そういうことをするのやめましょうよ。今までやってこれたのでしょうか。

しかも、それは間に民間業者を入れているのだから、病院は大丈夫だというのは確かにそうなのかもしれないのだけれども、そうやることの病院にとってのメリットはどのようなのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 渋谷和彦君 今現在は、各事業者さんから恐らくというか、事業者さんと購買行為といったことになっていきますので、病院としての業務量がかなり多くなってきているといったことがまず1点あります。薬品にしても診療材料にしても、予算額を見ていただくと分かるのですが、材料費だけでも43億、43億分の請求書が各事業者から集まってきます。そのほかにも消耗品、修繕費、委託料、賃借料、この請求書の数を少ない事務の中でこなすとなると、やはりそれだけの人員も用意しなければなりません。そういったことをなるべくしないように今回、委託料も270万かかりますけれども、担当の事務の係にとってはすごく効率が上がるといったことがまずありますので、これは当院だけが特殊なことをやっているわけではなくて、もう既に先進導入している病院というのはたくさんあります。そういったところの病院からもいろいろお話を聞かせてもらって、効果があるといったことで今回導入しておりますので、市内の業者さんには支払いの月がずれるといったことをご心配をおかけしてはいますが、そこは重ねて申し上げますけれども、全く相談を受けないといったことではございませんので、何かあれば病院に来ていただければ相談には応じるといったことになってございますので、その辺でよろしいでしょうか。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 市内業者さんたちをいじめないでやってよ。そんなに多くないと思うのです。今まで翌月支払ってもらっていたものが90日と、これを見たらやはり驚くでしょう。でも、今のお話のように、これからいろいろな要望等も聞いてもらえそうなので、市内業者さんにとっては、もっと大手の業者さんなら、それはやりくりできるかも分かりません。でも、市内の業者さん、急にこれから4月から90日後に支払いですと言われてたら、やはりびっくりするし、資金繰りが大変だなというところだってあるはずなのです。ぜひその辺のところを私からもお願いしますので、いろいろな話をしっかり聞いてあげてください。

以上で終わります。

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

ここで、議案第9号の令和6年度砂川市介護保険特別会計予算の質疑における答弁に訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 審議終了時に大変申し訳ございません。

介護保険特別会計の趣旨普及に要する経費で、山下委員の質疑に関しましてパンフレットの購入は1,000部とご答弁申し上げましたが、正しくは7,500部の誤りでございました。訂正させていただきたいと存じます。大変申し訳ございませんでした。

◎散会宣告

○委員長 沢田広志君 以上で本委員会に付託されました各議案の審査を全て終了しました。

これで第2予算審査特別委員会を散会します。

散会 午後 4時09分

委 員 長